

2022年1月28日

市町村セミナー



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省 発達障害者支援施策について

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 障害児・発達障害者支援室
発達障害対策専門官 加藤 永歳

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【 発達障害の定義 】

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、
通常低年齢で発現する脳機能の障害 （発達障害者支援法第2条）

※ ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるF80-98に含まれる障害
（平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

ICD-10（WHO）

* 平成2年にWHO総会で採択。現在は平成15年に一部改正されたものを使用。
令和元年5月のWHO総会で改訂案（ICD-11）が承認された。

F00-F69 統合失調症や気分（感情）障害など

F70-F79 知的障害<精神遅滞>

F80-F89 心理的発達の障害

- ・ 広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群）
- ・ 学習能力の特異的発達障害（学習障害）など

F90-F98 小児<児童>期及び青年期に
通常発症する行動及び情緒の障害

- ・ 多動性障害（注意欠陥多動性障害）
- その他、トゥレット症候群、吃音症 など

<法律>

<手帳>

（参考）DSM-5（米国精神医学会）

* 平成25年に米国で改訂

精神保健福祉法

知的
障害者
福祉法

発達障害者支援法

精神障害者
保健福祉
手帳

療育
手帳

精神障害者保健福祉手帳

統合失調症スペクトラム
障害、抑うつ障害群など

神経発達症群

- ・ 知的能力障害群
- ・ コミュニケーション症群
- ・ 自閉スペクトラム症
- ・ 注意欠如・多動症
- ・ 限局性学習症
- ・ 運動症群
- ・ チック症群
- ・ 他の神経発達症群

ICD-10のF9の群に
含まれていた「異食症」などは、別の診断
カテゴリーに位置づけ

発達障害者支援法の全体像

I これまでの主な経緯

昭和55年 知的障害児施設の種類として新たに医療型自閉症児施設及び福祉型自閉症児施設を位置づけ
平成5年 強度行動障害者特別処遇事業の創設(実施主体:都道府県等)
平成14年 自閉症・発達障害者支援センター運営事業の開始(広汎性発達障害者を対象とした地域支援の拠点の整備の推進)
平成16年12月 超党派の議員立法により発達障害者支援法が成立 → 平成17年 4月 施行
平成22年12月 発達障害が障害者に含まれるものであることを障害者自立支援法、児童福祉法において明確化
平成28年5月 超党派の議員立法により「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が成立

II 主な趣旨

- 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等

III 概要

定義：発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、
注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害

就学前（乳幼児期）

- 乳幼児健診等による早期発見
- 早期の発達支援

就学中（学童期等）

- 就学時健康診断における発見
- 適切な教育的支援・支援体制の整備
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

就学後（青壮年期）

- 発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- 地域での生活支援
- 発達障害者の権利擁護

【都道府県】 発達障害者支援センター(相談支援・情報提供・研修等)、専門的な医療機関の確保 等

【国】 専門的知識を有する人材確保（研修等）、調査研究 等

発達障害者支援法の一部を改正する法律 概要

(平成28年5月25日成立・同年6月3日公布・同年8月1日施行)

・障害者をめぐる国内外の動向...障害者権利条約の署名(平成19年)・批准(平成26年)
障害者基本法の改正(平成23年)等
・発達障害者支援法の施行の状況...平成17年の施行後、約10年が経過



**発達障害者の支援の一層の充実を図るため、
法律の全般にわたって改正**

第1 総則

(1) 目的(第1条)

切れ目ない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的に規定

(2) 発達障害者の定義(第2条)

発達障害がある者であって発達障害及び「社会的障壁」により日常生活・社会生活に制限を受けるもの

※ 社会的障壁：発達障害がある者にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

(3) 基本理念(第2条の2)

発達障害者の支援は

①社会参加の機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない

②社会的障壁の除去に資する

③個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行う

(4) 国及び地方公共団体の責務(第3条)

相談に総合的に応じられるよう、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備

(5) 国民の責務(第4条)

個々の発達障害者の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努める

第2 発達障害者の支援のための施策

(1) 発達障害の疑いがある場合の支援(第5条)

発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な相談、情報提供及び助言

(2) 教育(第8条)

発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進、いじめの防止等の対策の推進

(3) 情報の共有の促進(第9条の2)

個人情報保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報共有の促進のため必要な措置を講じる

(4) 就労の支援(第10条)

主体に国を規定、就労定着の支援を規定、事業主は雇用の機会の確保、雇用の安定に努める

(5) 地域での生活支援(第11条)

性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた地域での生活支援

(6) 権利利益の擁護(第12条)

差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策推進、成年後見制度が適切に行われ又は広く利用されるようにすること

(7) 司法手続における配慮(第12条の2)

司法手続において個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保等の適切な配慮

(8) 発達障害者の家族等への支援(第13条)

家族その他の関係者に対し、情報提供、家族が互いに支え合うための活動の支援等

第3 発達障害者支援センター等

(1) センター等による支援に関する配慮(第14条)

センター等の業務を行うに当たり、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮

(2) 発達障害者支援地域協議会(第19条の2)

支援体制の課題共有・連携緊密化・体制整備協議のため都道府県・指定都市に設置

第4 補則

(1) 国民に対する普及及び啓発(第21条)

学校、地域、家庭、職域等を通じた啓発活動

(2) 専門的知識を有する人材の確保等(第23条)

専門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上を図るため、個々の発達障害の特性等に関する理解を深めるための研修等を実施

(3) 調査研究(第24条)

性別、年齢等を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明等に関する調査研究

第5 その他

(1) 施行期日(附則第1項)

公布日から3月内の政令で定める日

(2) 検討(附則第2項)

国際的動向等を勘案し、知的発達への疑いがある者等について実態調査を行い、支援の在り方について検討等

発達障害者支援法の一部を改正する法律 概要

(平成28年5月25日成立・同年6月3日公布・同年8月1日施行)

1. ライフステージを通じた切れ目のない支援

医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障害者に、「切れ目のない」支援を実施

【関連条文】

第1条(切れ目のない支援、共生社会の実現に資することを追加)、第2条の2(基本理念の新設)、第3条(相談体制の整備、協力部局の例示に警察を追加)、第9条の2(情報の共有の促進を新設)、第19条の2(発達障害者支援地域協議会を新設)

2. 家族なども含めた、きめ細かな支援

家族なども含めた、きめ細かな支援を推進するため、教育、就労の支援、司法手続における配慮、発達障害者の家族等への支援

【関連条文】

第5条(保護者への情報提供、助言を追加)、第8条(個別の教育支援計画の作成等を追加)、第10条(就労定着のための支援等を追加)、第11条(生活支援の視点として性別等追加)、第12条(権利利益の擁護に、いじめの防止等を追加)、第12条の2(司法手続における配慮を新設)、第13条(家族支援の内容に、家族が互いに支え合うための活動の支援等を追加)

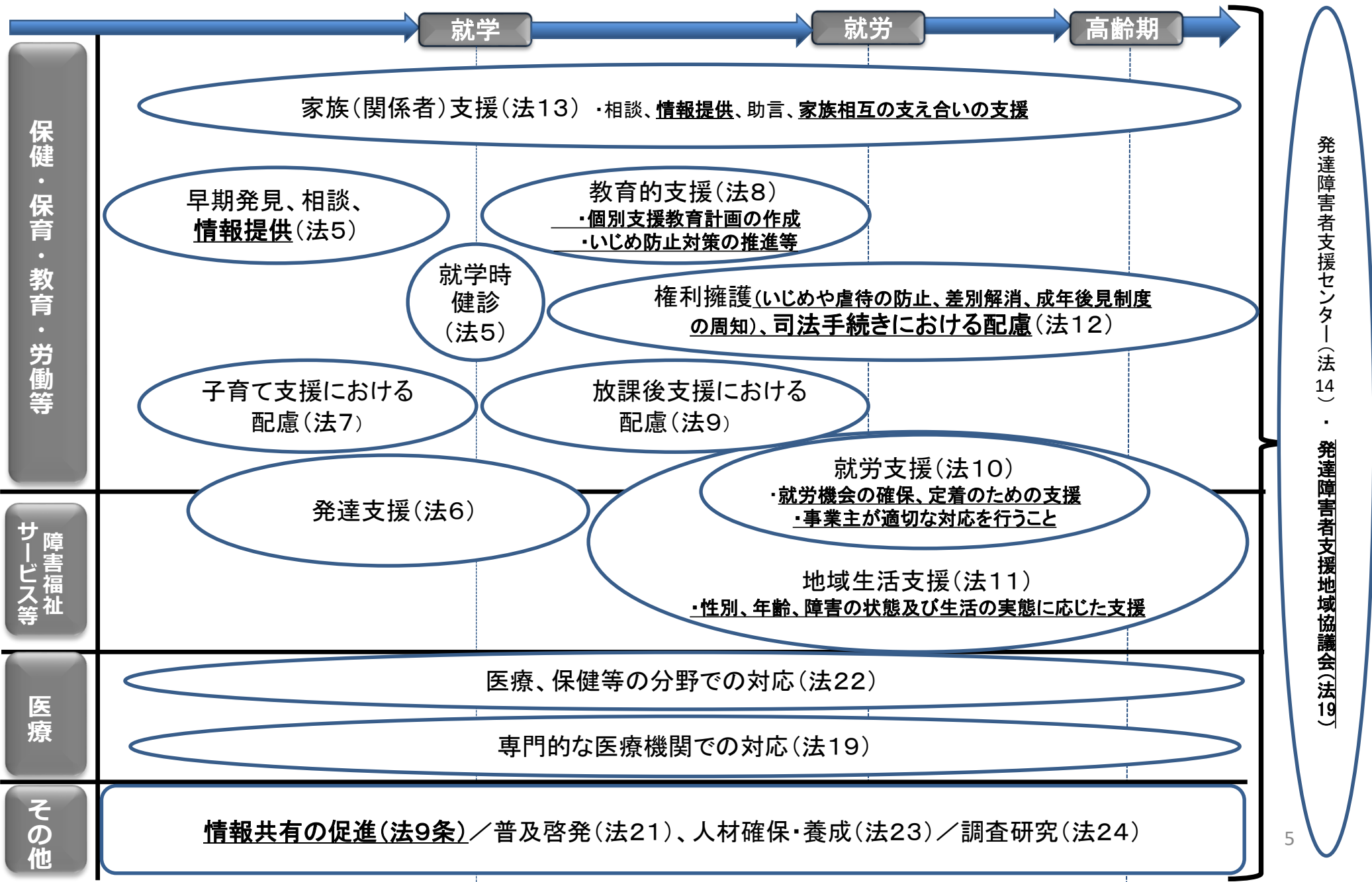
3. 地域の身近な場所で受けられる支援

発達障害の支援について、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮

【関連条文】

第4条(国民の責務に、発達障害者の自立及び社会参加に協力することを追加)、第14条(当事者や家族が身近な場所で支援を受けられるように適切な配慮をすることを追加)、第21条(普及、啓発の内容に個々の発達障害の特性を追加、方法として学校等の様々な場を通じて行うことを追加)、第23条(専門的知識を有する人材の確保等の対象に労働、捜査及び裁判に関する業務に従事する者を追加)

改正発達障害者支援法に基づく支援等の全体像のイメージ



法制度における発達障害の位置付け

「発達障害」の定義が確立したことにより、障害者に関する法制度に発達障害の位置付けが定着

【H17】

【H28】

発達障害者支援法施行

改正発達障害者支援法成立

障害者基本法

【H23】

発達障害を位置付け

障害者自立支援法
障害者総合支援法

【H22】

発達障害を位置付け

障害者総合支援法

【H26】

障害支援区分認定での対応

児童福祉法

【H22】

発達障害を位置付け

認定調査項目に
発達障害の特性に関する
項目を追加

障害者虐待防止法

【H23】

発達障害を位置付け

障害者優先調達推進法

【H24】

発達障害を位置付け

障害者雇用促進法

【H25】

発達障害を位置付け

障害者差別解消法

【H25】

発達障害を位置付け

その他

【H23】

・精神障害者保健福祉手帳
・障害基礎年金
・特別児童扶養手当
の申請用の診断書様式と認定基準において発達障害を位置付け

手帳、年金等での位置付け

※時点については原則として法案の成立時

地域生活支援事業における発達障害児者支援関係予算

令和4年度予算案額

地域生活支援事業費補助金 **51,820,801千円の内数(51,320,801千円の内数)**

- 巡回支援専門員整備(市町村任意事業)
- 発達障害者支援センター運営事業(都道府県必須事業)
- 発達障害者支援地域協議会(都道府県必須事業)
- 家庭・教育・福祉連携推進事業(市町村任意事業)

予算の範囲内で国が50/100以内を補助できる予算

国が1/2を補助する予算

地域生活支援促進事業 **6,500,605千円の内数(6,221,771千円の内数)**

- 発達障害者支援体制整備(都道府県任意事業)【拡充】 **392,821千円(270,714千円)**
- 発達障害児者地域生活支援モデル事業(都道府県・市町村任意事業) **20,373千円(28,586千円)**
- かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業(都道府県任意事業) **19,408千円(19,408千円)**
- 発達障害児者及び家族等支援事業(都道府県・市町村任意事業) **163,281千円(163,281千円)**
- 発達障害診断待機解消事業(都道府県任意事業) **92,909千円(92,909千円)**
 - ・発達障害専門医療機関初診待機解消事業
 - ・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

世界自閉症啓発デー普及啓発関係予算

発達障害者支援に関する主な施策について

発達障害者支援法において、国や地方公共団体等が発達障害者への支援（早期発見、早期支援、保育、教育、就労支援、地域での生活支援、家族等への支援、人材の確保 等）を推進するよう規定されており、具体的には、主に以下の施策を講じている。

総合的な支援

- ・「発達障害者支援センター」における相談支援等
- ・発達障害者支援体制整備事業〔都道府県・指定都市〕（発達障害者地域支援マネジャーの配置 等）

早期の診断

- ・発達障害専門医療機関初診待機解消事業〔都道府県・指定都市〕
- ・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業〔都道府県・指定都市〕

地域での継続的な医療の対応

- ・かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業〔都道府県・指定都市〕

発達障害児への発達支援

- ・児童福祉法に基づく給付（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）
- ・巡回支援専門員整備事業〔市区町村〕

家族等への支援

- ・発達障害児者及び家族等支援事業〔都道府県・市町村〕
（ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムの実施 等）

関係機関の連携

- ・家庭・教育・福祉連携推進事業〔市町村〕
（地域連携推進マネジャーを配置し、教育・福祉・家庭の関係構築の場の設置や合同研修等を実施。）

人材育成

- ・国立障害者リハビリテーションセンターや国立精神・神経医療研究センターにおいて各種研修の実施

地域における支援体制

発達障害者支援センター運営事業

(法 § 14関係)

厚生労働省

補助

都道府県・指定都市

障害者総合支援法に基づく都道府県地域生活支援事業として実施(必須)

(令和2年4月現在のセンターの設置)

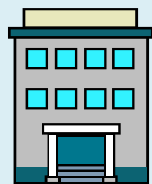
直接実施: 29カ所

委託(社会福祉法人等): 70カ所

※医療法人、地方独立行政法人も可

発達障害者支援センター

(全都道府県、指定都市(67)に設置)



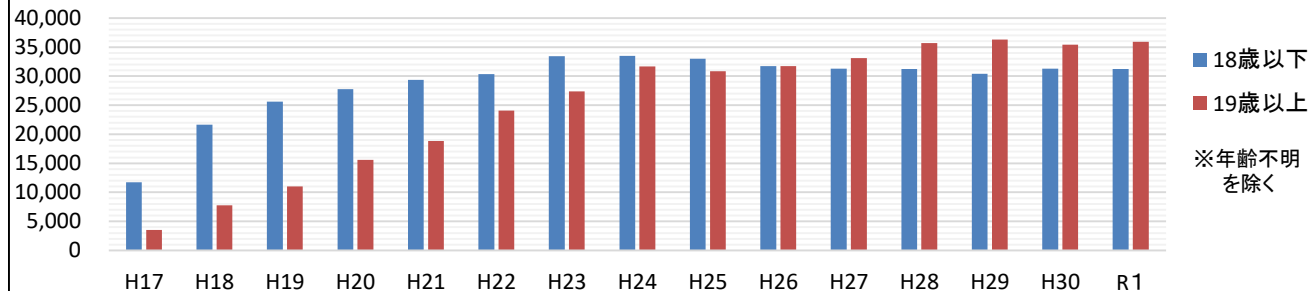
(体制) 職員配置

- ・管理責任者
- ・相談支援担当職員
- ・発達支援担当職員
- ・就労支援担当職員

都道府県等が別途配置する
「発達障害者地域支援マネ
ジャー」と緊密に連携する

相談支援・発達支援・就労支援全体の推移

(実支援件数)



- ①相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- ②発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- ③就労支援(就労に向けての相談等)

発達障害児者・家族

支援

関係機関

児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、医療機関、障害児等療育支援事業実施機関、児童発達支援センター、障害児入所施設、保育所、幼稚園、学校、教育委員会、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等

- 連携
- ④調整のための会議やコンサルテーション
 - ⑤障害者総合支援法第89条協議会への参加

⑥研修(関係機関、民間団体等への研修)

⑦普及啓発・研修

地域住民、企業

10

発達障害者支援センターの地域支援機能の強化(平成26年度～)

発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備を推進。

発達障害者支援センター

- 相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- 発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- 就労支援(発達障害児(者)への就労相談)
- その他研修、普及啓発、機関支援



【課題】

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

都道府県等 発達障害者支援体制整備(地域生活支援事業)

- 発達障害者支援地域協議会
- 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進
- ペアレントメンター(コーディネータ)

地域支援機能の強化へ



地域を支援するマネジメントチーム

発達障害者地域支援マネジャーが中心

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

市町村

体制整備支援

全年代を対象とした支援体制の構築

(求められる市町村の取組)

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



事業所等

困難ケース支援

困難事例の対応能力の向上
(求められる事業所等の取組)

対応困難ケースを含めた
支援を的確に実施



医療機関

医療機関との連携

身近な地域で発達障害に関する
適切な医療の提供
(求められる医療機関の取組)

- ①専門的な診断評価
- ②行動障害等の入院治療



発達障害者支援体制整備事業【拡充】

本事業では、乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援の提供を目的として、関係機関等によるネットワークの構築や、ペアレントメンター・ペアレントトレーニング等の導入による家族支援体制の整備、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会等の開催を行っている。また、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行っている。

近年の発達障害関係の相談件数の増に伴う困難事例の増等に対応するため、令和3年度予算案において、発達障害者地域支援マネジャーの配置体制を強化し、困難事例への対応促進等を図ることで、更なる地域支援機能の強化を進める。

都道府県・指定都市

相談、コンサルテーションの実施

- 発達障害者支援センター
 - ・発達障害者及びその家族からの相談に応じた適切な助言等の実施（直接支援）
 - ・関係機関との連携強化や各種研修の実施による地域での総合的な支援体制の整備の推進（間接支援）
- 発達障害者地域支援マネジャー
 - ・市町村・事業所・医療機関との連携及び困難事例への対応等による地域支援の機能強化を推進（主に発達障害者支援センターへ配置）

→配置体制の強化による困難事例等への対応促進（拡充）

発達障害者支援地域協議会

- 自治体内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握。市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証
- センターの拡充やマネジャーの配置、その役割の見直し等を検討
- 家族支援やアセスメントツールの普及を計画
※年2～3回程度開催

研修会等の実施

- 家族支援のための人材育成（家族の対応力向上）
 - ・ペアレントトレーニング
 - ・ペアレントプログラム（当事者による助言）
 - ・ペアレントメンター 等
- 当事者の適応力向上のための人材育成
 - ・ソーシャルスキルトレーニング 等
- アセスメントツールの導入促進
 - ・M-CHAT、PARS-TR 等

派遣・サポート

連携

展開・普及

市町村

1. 住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知
2. 関係部署との連携体制の構築（例：個別支援ファイルの活用・普及）

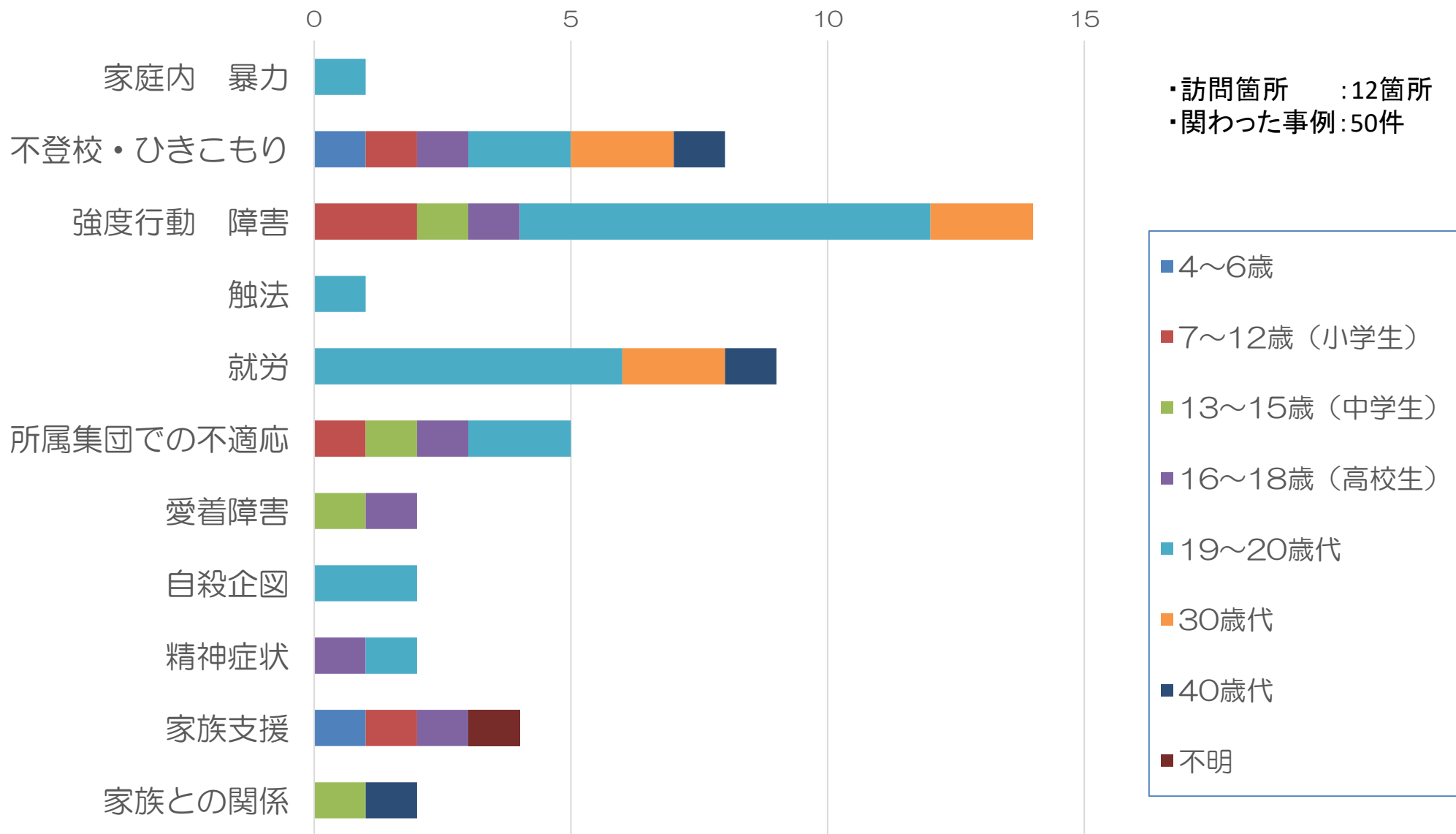


3. 早期発見、早期支援等（ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニング）の推進
 - ・人材確保／人材養成
 - ・専門的な機関との連携
 - ・保健センター等でアセスメントツールを活用



発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーによる 困難事例への対応について

(令和元年度 発達障害情報・支援センター 発達障害支援推進事業)



障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成26年3月7日

地域における強度行動障害を有する者に対する 体制の強化について

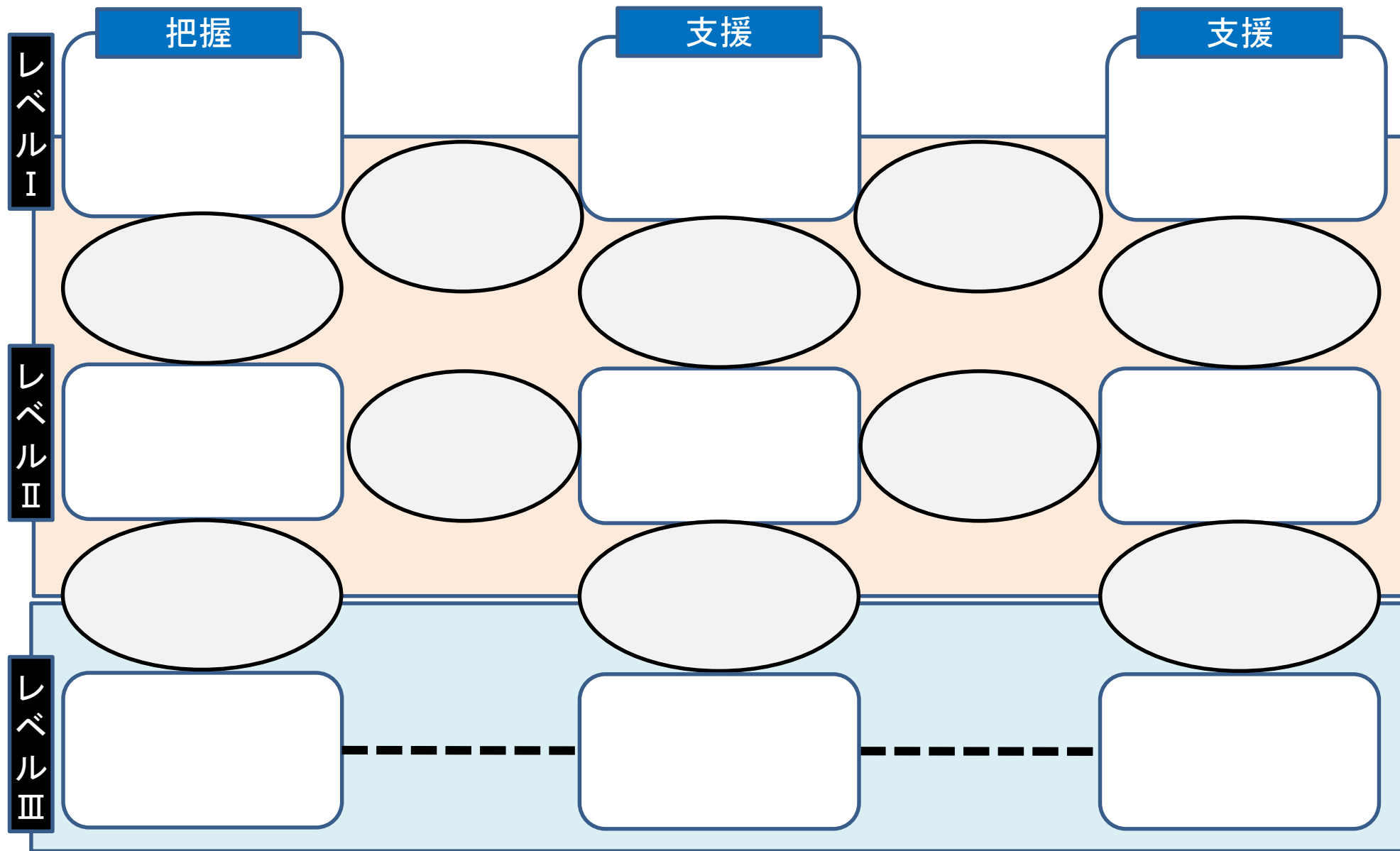
平成26年4月から、重度訪問介護の対象拡大により、在宅の行動障害を有する者が利用できる障害福祉サービスに重度訪問介護が加わることとなる。これにより、在宅の行動障害を有する者の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携や発達障害者支援センターによるこれらの事業者に対するコンサルテーション等も重要となることから、都道府県及び指定都市におかれては、発達障害者支援体制整備における発達障害者地域支援マネジャーを活用するなど、地域支援体制の強化にご留意いただきたい。

自治体規模に応じた発達障害支援システムのあり方

	政令指定都市	中核市・特例市・特別区	小規模市	小規模町村
ハードウェア	- 複数拠点施設(複数機能のある児童発達支援センター)、さらにそれらの中核センターの設置	- 全直接支援機能(発見・子育て・専門療育・医療・統合保育・教育・相談)の整備 ※中核市と特別区は、地域支援機能と診療機能を備えた市立・区立の児童発達支援センターを設置	- 「発達支援室」等の中核機能を担う組織を設置 - 高い専門性は都道府県または圏域による支援体制を活用 - 児童発達支援事業所と保育所・幼稚園の充実	- 人口1万人以上(可能なら5千人以上)は児童発達支援事業所を設置、それ未満は統合保育や圏域を活用
ソフトウェア	- 早期支援の3本柱: 早期療育、保護者支援、地域支援 それぞれのプログラム開発 - 学齢障害児に対する外来診療および学校と連携した支援活動	- 間接支援機能(連携・システム運営・人材育成・研究・行政への提言)の整備と自治体による連携組織の運営	- 多職種の巡回相談等によるインクルージョン支援	- 研修体制の整備、組織的連携体制の整備(自立支援協議会発達支援部会等と調整担当機関の設置)
ヒューマンウェア	- 拠点施設で働く専門スタッフの育成、地域でのインクルージョンに携わる職員の研修	- 市立の児童発達支援センターにそれぞれ常勤の心理職・言語聴覚士・作業療法士を複数人配置	- 都道府県による人材育成の強化と「アウトリーチ型」の市への支援の強化	- 都道府県(発達障害者支援センター等)による「アウトリーチ型」の町村支援の強化、ICTを活用した支援事業の創設

厚生労働科学研究障害者対策総合研究事業(平成25～27年度)「発達障害児とその家族に対する地域特性に応じた継続的な支援の実施と評価」(研究代表者: 本田秀夫)より作成

発達障害の地域支援システムの簡易構造評価



発達障害の支援体制に関する地域分析

自治体名 _____ 対象時

レベルⅠ　：　障害の有無を問わず受けることができるサービス

（乳幼児健診・幼稚園・保育所・子ども園など）

レベルⅡ　：　専門性の高い心理・社会・教育的サービス

（発達支援教室、児童発達支援センター、放課後等デイサービスなど）

レベルⅢ　：　発達障害の診断や治療などの医学的サービス

（市内・市外の病院やクリニックを具体的に記入）

市町村の支援体制の把握ツールの書き方

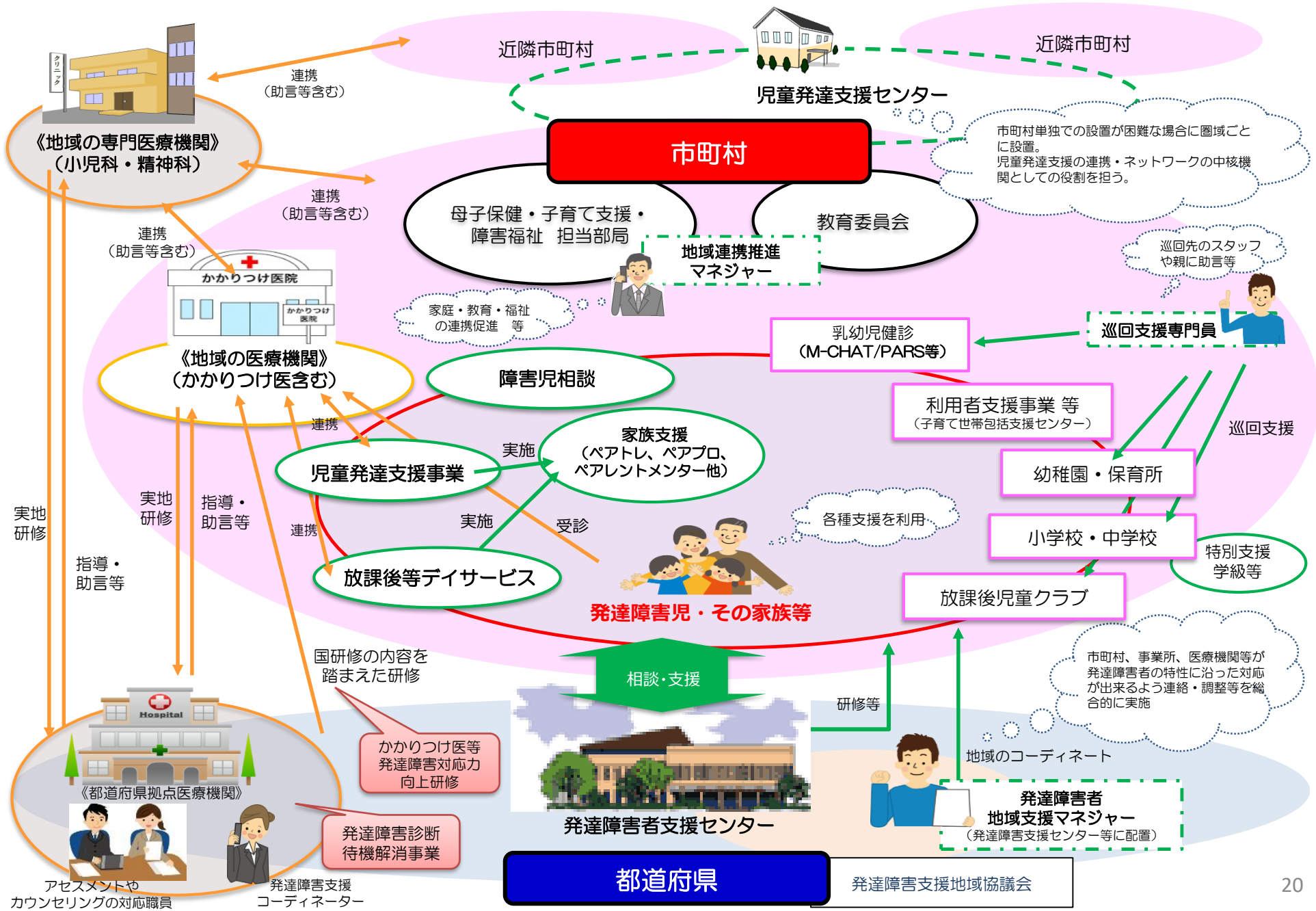
1. 市町村の体制図（ポンチ絵）を準備する。
2. 白い四角の枠： 機関名、事業名を具体的に記入する。

3. 丸の枠（インターフェイス）

継時的：引継ぎ など / 共時的：情報共有／紹介 など

「つなぎ・連携」の機能を担う機関、会議、事業、職種などを
具体的に記入する

発達障害児とその家族等を支える地域支援体制のイメージ（市町村）

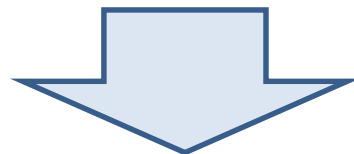


早期発見・早期支援

発達障害の早期発見に関する市町村及び都道府県の体制整備について

■発達障害者支援法 第5条

- 1 市町村は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。
- 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものものとする。



アセスメントツールの例

M-CHAT(1歳6か月健診で使用可能)

Modified - Checklist for Autism in Toddlers
(乳幼児期自閉症チェックリスト修正版)

対象: 16～30か月の幼児

方法: 養育者が質問紙に記入する

目的: 社会性の発達状況の確認、自閉症スペクトラムの可能性について把握する

PARS-TR(3歳児健診以降で使用可能)

Parent-interview ASD Rating Scales - Text
Revision
(親面接式自閉スペクトラム症評価尺度テキスト改訂版)

対象: 3歳以上の児者

方法: 専門家が養育者へのインタビューを行う

目的: 幼児期から成人期まで、自閉症スペクトラムの行動特徴の有無を継続的に把握する

CLASP

Check List of obscure disAbilitieS in
Preschoolers
(顕在化しにくい発達障害の特性を早期に抽出する
チェックリスト)

対象: 5～6歳(年長児)

方法: 幼稚園・保育所の先生等が質問紙に記入

目的: 就学前に顕在化しにくい発達障害(吃音症・チック症・LD・発達性協調運動障害)の可能性について把握する

巡回支援専門員整備事業【拡充】

発達障害等に関する知識を有する専門員(※1)が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援(※2)を行う。

※1 「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・医師、児童指導員、保育士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

(専門性の確保)

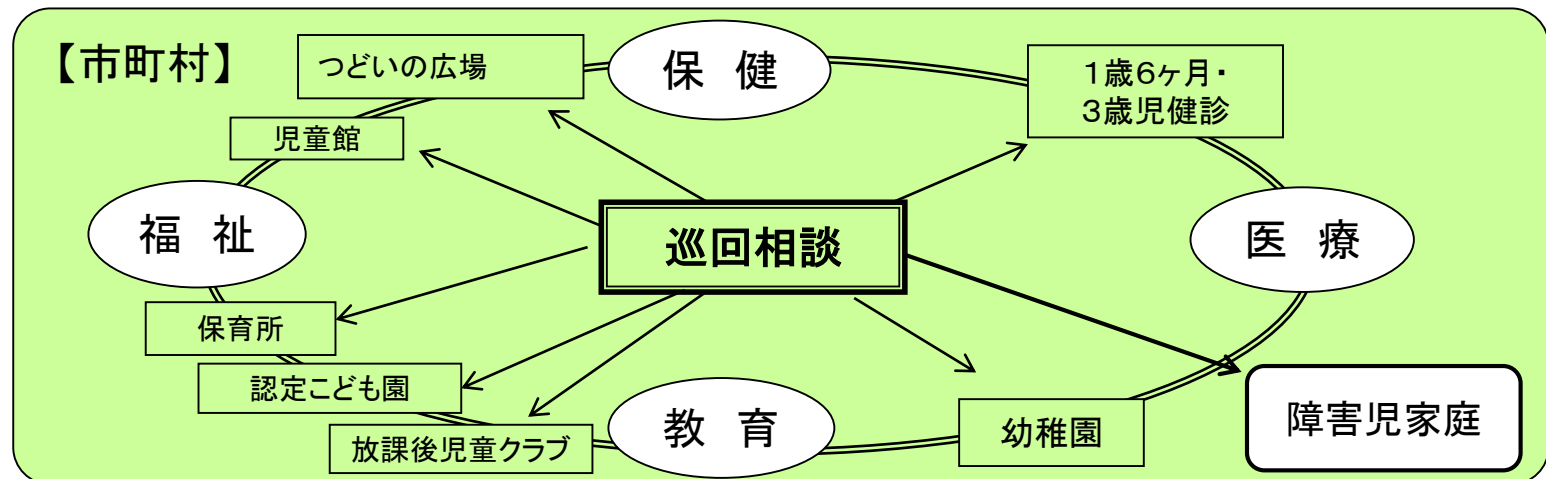
専門員は、国立障害者リハビリテーションセンター学院で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

(戸別訪問等を実施する場合)

専門員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、作業療法士、言語聴覚士又は公認心理師等を想定。

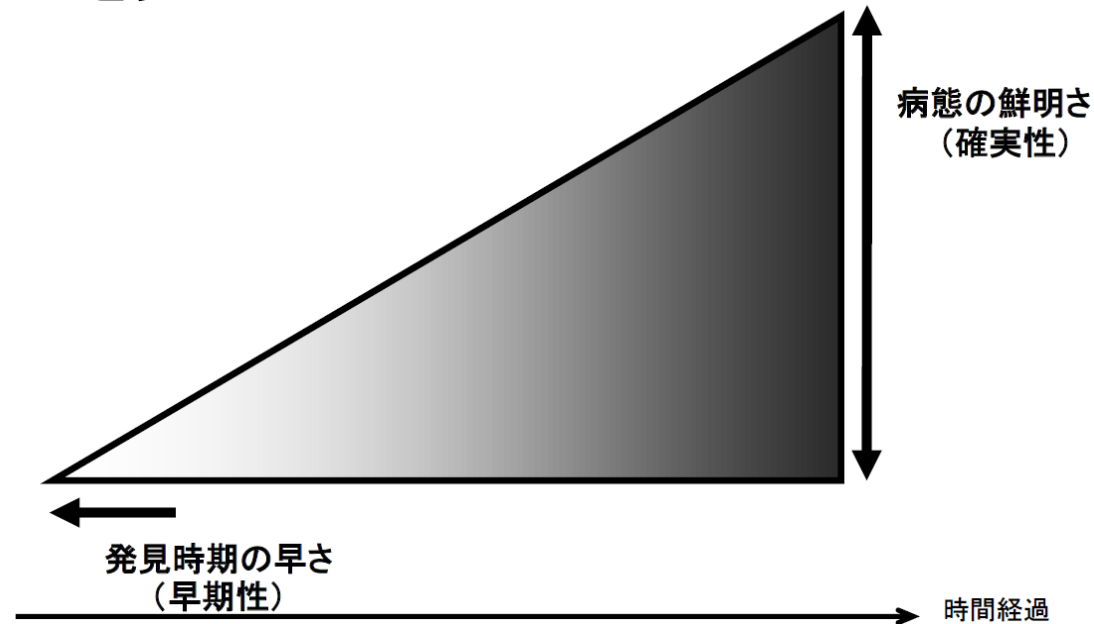
※2 「障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援」の例

- ・親に対する助言・相談支援
- ・児童相談所や発達障害者支援センター等の専門機関へのつなぎ
- ・M-CHATやPARS-TR等のアセスメントを実施する際の助言
- ・ペアレントトレーニング(ペアレントプログラム)の実施
- ・ペアレントメンターについての情報提供



早期発見

一般的に・・・病気が進まないうち、つまり、はっきりした症状が出る前に病気を見つけること



早期発見における

「確実性」と「早期性」の二律背反

早期発見・早期支援の意義

- 最も重要かつ不可欠な意義は、**保護者支援**
 - 「育てにくさ」を念頭においた支援
 - 子どもの特性を捉えた目標の見つめ方
 - 慢性的にストレスを受けることへの心理的支援



**子どもの療育と保護者支援を両輪として保障する
支援体制が必要**

家族支援

発達障害者支援法 第十三条

(発達障害者の家族等への支援)

都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うように努めなければならない。

発達障害者支援法 第五条

(児童の発達障害の早期発見等)

3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言を行うように努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理的判定を受けることができるよう……………

発達障害児者及び家族等支援事業

平成28年に改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。これにより、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について支援することにより、発達障害児者及びその家族等に対する支援体制の構築を推進しているところである。

さらに、学校や放課後等デイサービスを卒業後、18歳を過ぎると地域生活の支援施策が整備されていないことから、社会でうまく生活できない発達障害者は社会から孤立する可能性が高いため、**「発達障害者等青年期支援事業」を本事業に位置づけることで、発達障害者等の青年期の居場所作り等を行い、社会から孤立しない仕組み作りを行う。**

ペアレントメンター養成等事業



- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

家族のスキル向上支援事業



- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等

ピアサポート推進事業



- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり 等

その他の本人・家族支援事業

- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施 等



発達障害者等青年期支援事業

発達障害者等の青年期の居場所作り等





ペアレントメンターとは・・・

メンターとは「信頼のおける相談相手」という意味です。ペアレント・メンターとは、自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。ペアレント・メンターは、同じような発達障害のある子どもをもつ親に対して、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりすることができます。





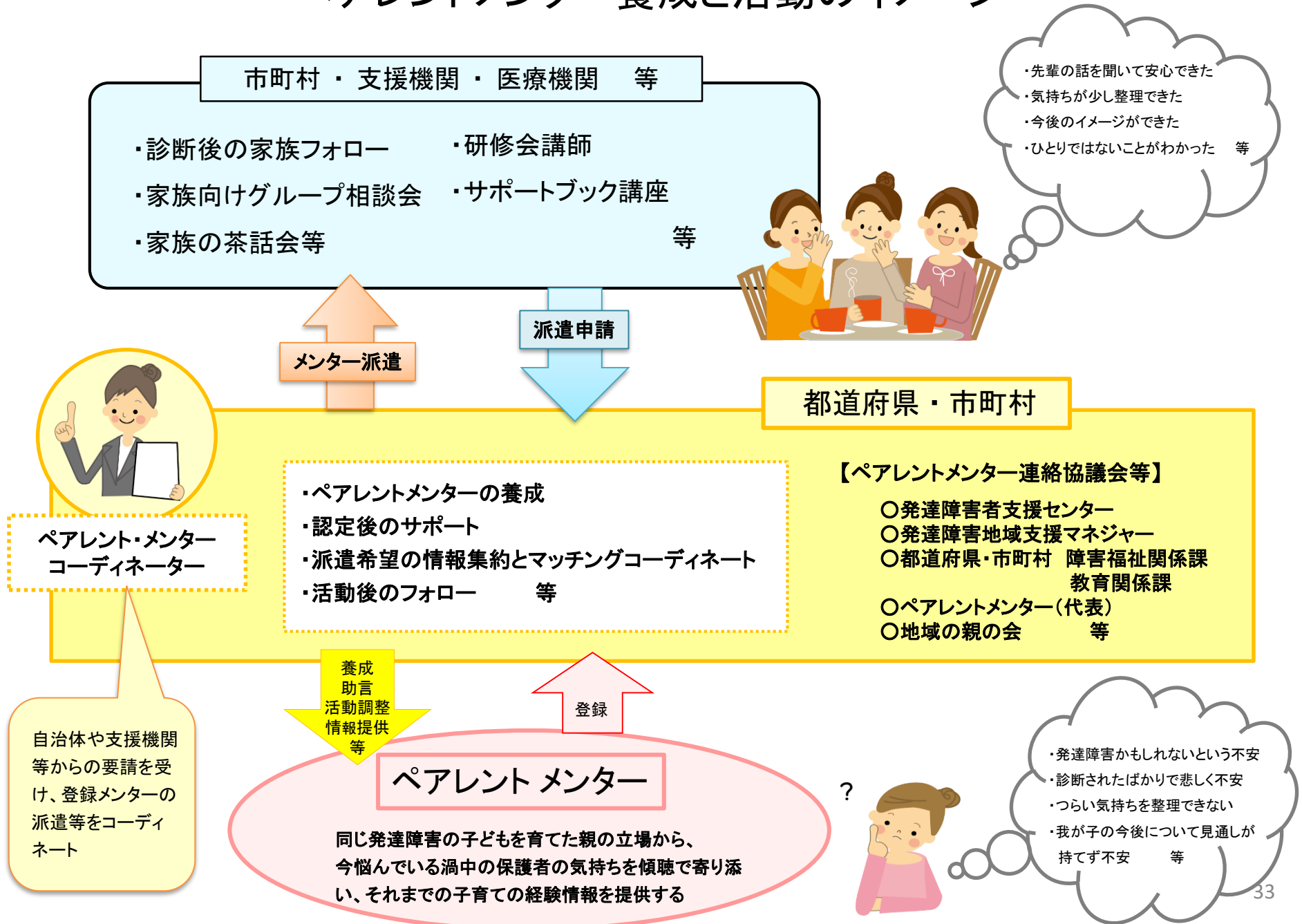
ペアレントメンターによる支援の特徴

- ①同じような発達障害のある子どもを育てる親としての高い共感性と寄り添い
- ②地域の支援機関とのつながりから得られた信頼できる情報の提供
- ③メンター自らの子育て体験の語りによる孤立感の緩和とエンパワメント

- ①ペアレント・メンターは専門家ではない
- ②ペアレント・メンターは親の見本ではない
- ③ペアレント・メンター活動は問題解決を目標としない

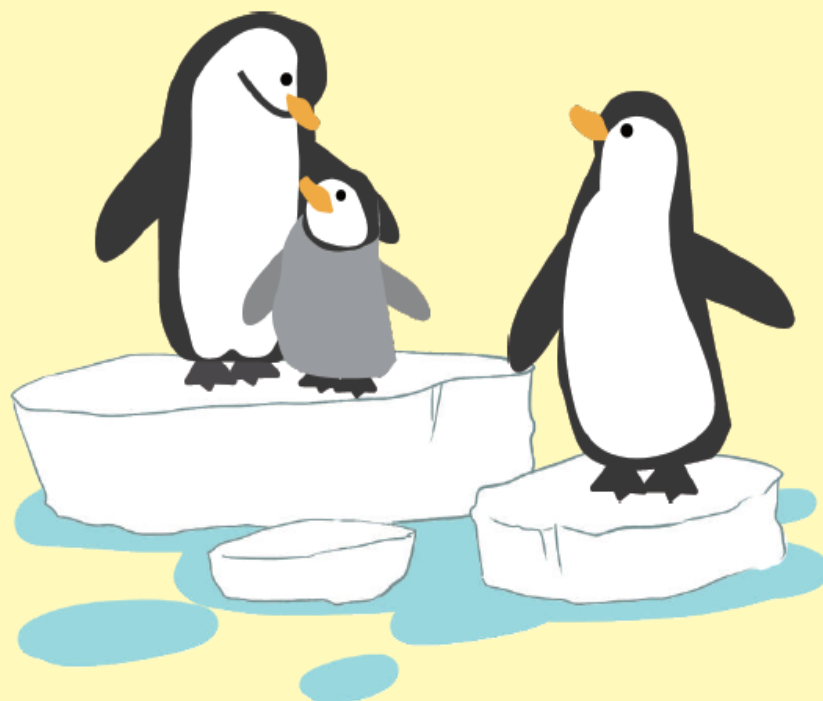
- ・ メンターは、親としての高い共感性と地域とのつながりや自らの体験を通して、専門家にはできない寄り添いや当事者視点での情報提供を行うことで、問題解決的な支援ではなく寄り添いと繋がりによる支援を提供します。
- ・ メンターは他の親のお手本のような存在ではなく、地域の支援を上手に 使える「かしこい利用者」として
- ・ 子育てのライフスタイルは多様であって構いません。様々なメンターさんとの 出会いが、多様な子育ての価値観に出会えるきっかけとなるとよいでしょう。

ペアレントメンター養成と活動のイメージ



ペアシント・メンター ガイドブック

家族による家族支援のために



ペアレント・トレーニングとは

ペアレント・トレーニング は 1960 年代から米国で発展してきました。

ペアレント・トレーニングでは、子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指します。

専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できます。

「ペアレント・トレーニング実践ガイドブック」令和元年度障害者 総合福祉推進事業

発達障害支援における家族支援プログラムの地域普及に向けたプログラム実施基準策定 及び実施ガイドブックの作成 (令和元年度障害者総合福祉推進事業))

○ 受託事業者： 一般社団法人 日本発達障害ネットワーク

○ 事業概要

発達障害支援で重要とされる家族支援プログラム（ペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニング等）について、地域での実施をより一層普及させるために、プログラム内容を整理し、実施基準の検討策定を行う。その上でプログラムの基本プラットフォームや実施運営等についてまとめた実施ガイドブックの作成を行う。

○ 設定する背景・目的

ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングといった家族支援プログラムの重要性は広く認知されており、実施展開を希望する地域や機関も多い。H30 年度より「発達障害児者及び家族等支援事業」を創設し、その中で家族支援プログラムの実施が都道府県および市町村にて可能となっている。しかし、日本における家族支援プログラムは複数のプログラムスタイルが存在する現状があり、実施運営の方法等も十分に普及されていない等、地域が家族支援プログラムを実施しやすい状況が十分に整備されておらず、全国で260 市町村の実施（H29）にとどまってる。

そこで、より身近な地域で家族支援プログラムの実施が広がるよう、プログラム内容を整理し、実施基準を策定する。また実施基準を踏まえた基本のプログラムフォームを検討し、実施運営の方法等も含めた実施ガイドブックを作成する。

○ 事業の手法・内容

- ・家族支援プログラムを実施している地域や支援機関等に対するアンケート調査
- ・アンケートの調査結果を受けてヒアリング調査
- ・アンケート、ヒアリングの結果を踏まえた家族支援プログラム実施基準策定及び実施ガイドブック作成

○ 研究成果

- ・自治体への周知
- ・発達障害者支援センター職員研修、発達障害者地域支援マネージャー研修会、他、発達障害に係る国研修にてガイドブックを使用した講義や演習を設定する。

ペアレント・トレーニング 基本プラットフォーム

ペアレント・トレーニング「基本プラットフォーム」



実施するプログラムをペアトレと呼ぶための必須となるもの

基本プラットフォーム

①コアエレメント(プログラムの核となる要素)

- ・子どもの良いところ探し&ほめる
- ・子どもの行動の3つのタイプわけ
- ・行動理解(ABC分析)
- ・環境調整(行動が起きる前の工夫)
- ・子どもが達成しやすい指示
- ・子どもの不適切な行動への対応

②運営の原則

親がどのように学ぶのか、親にどのように教えるのか、といった運営の原則や工夫

③実施者の専門性

実施にあたり、多くのスキルが必要となる
ファシリテーター、サブファシリテーターの役割

コアエレメントとは



コアエレメントは、わが国の代表的なペアレント・トレーニングプログラムに共通の要素で、プログラムの核となるもの

ペアレント・トレーニングの質的レベルの維持

ペアレント・トレーニング実践ガイドブック



ペアレントプログラム

楽しい子育てのための

ペアレント・プログラムの 支援者研修のご案内

①ペアレント・プログラムとは

ペアレント・プログラムは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的とした全6回のグループ・プログラムです。保護者の認知の変容（子どもの行動の捉え方を変え、前向きに考えることができるようになること）を目指した内容で、子どもの特定の診断の有無に関わらず、保護者支援に活用することが可能です。また、地域の支援者の方が、保護者支援技術のひとつとして身につけることで、個別支援の一手前、支援の「導入編」として役立つ内容です。

支援者研修では、実際のプログラムに参加するなかで、プログラムを実施するノウハウをお伝えします。

②ペアレント・プログラムの目標

ポイントは
行動で考える

子どもの「行動」の客観的な捉え方を知り、保護者がどのように対応すればよいのかを見つける。

キーワードは
ほめる対応

子どもの「今できていること」に注目し、ほめて対応する。

シェアしよう
仲間づくり

同じ悩みをもつ保護者どうして、子どもの行動やその対応についてともに考え、共有する。

③実際にプログラムに参加して学びます

研修は、講義形式の研修1回+プログラムの参加研修（全6回）で行われます。従来行われがちだった、講義を「聞くだけ」という研修のスタイルではなく、保護者がプログラムに取り組む場に一緒に参加するなかで、保護者支援のコツを「身につける」ことができます。

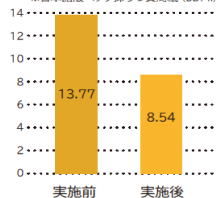
事前研修	プログラムの概要を知る
第1回	現状把握表の書き方を学ぶ
第2回	「行動」の捉え方を知る
第3回	「行動」の分類の仕方を知る
第4回	「ギリギリセーフ」の考え方を知る
第5回	「ギリギリセーフ」の見つけ方を知る
第6回	プログラム全体を振り返る

募集対象

④プログラムの効果

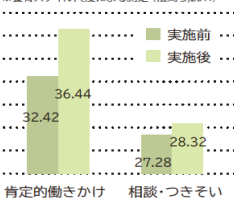
実施前より実施後の方が
抑うつ気持ちが減少

※日本語版ベック抑うつ質問紙（BDI-II）



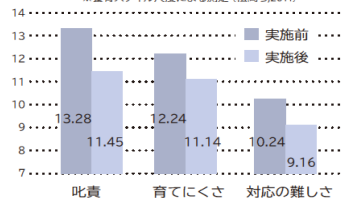
実施前より実施後の方が
ポジティブな関わりが増加

※養育スタイル尺度による測定（松岡ら2011）



実施前より実施後の方が
ネガティブな関わりが減少

※養育スタイル尺度による測定（松岡ら2011）



●ペアレント・プログラムに参加するメリット●

①保護者を前向きにする具体的な支援ができます。

どの子どもも同じように育てられたいわけではありません。育てにくさを感じている保護者に、子どもの個性に合った子育てを、親子で実現するためのサポートが子育て支援です。

子どもの「行動」を適切に捉え、子どもがものをうまくできるための行動の「コツ」を提案することは、子育て支援の第一歩です。ひとつひとつの行動の具体的な「コツ」を知ること、保護者の子育てに対する意識を前向きにし、子育てをより楽しいものにすると同時に、虐待予防としての効果も期待できます。こうした支援を可能にするのが「ペアレント・プログラム」です。



②個別の支援計画が立てられます。

全6回のペアレント・プログラムの中で、「現状把握表」として子どもの「行動」を書き込むことで、保護者が感じている「育てにくさ」や「困っていること」の原因が浮かび上がってきます。それをもとに個別のケースに合わせた支援計画を立てることが可能になります。個別の支援計画がしっかりできていれば、これから取り組むべき方向性が具体的にわかるため、子どもや家族に関わる支援者間で支援内容を共有しやすくなります。



③保護者と支援者が協力するきっかけになります。

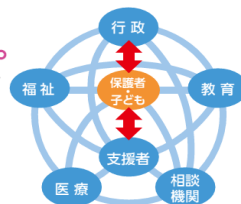
多様な家族形態が増えるなかで、子育てに関して誰にも相談できず、孤立しかねない保護者が多い現状があります。ペアレント・プログラムでは、現状把握表を作成する中で、保護者どうしが現状を共有すると同時に、支援者とも話し合う機会が増えるため、支援者との結びつきも強めることができます。さらには、個別の相談・雑談に応じたり、プログラム以外の相談窓口を紹介したりすることで、保護者と支援者が協力して子育てを行うきっかけを作ります。



④地域の子育て支援ネットワークを構築できます。

ペアレント・プログラムで保護者が支援者とながりをつくることで、その後の子育てをを中心とした地域の支援ネットワークの構築が望めます。

保護者—支援者—行政—福祉—医療—教育—各種相談機関などが相互に結びつき連携することで、子育ての支援ネットワークは強固なものになります。



⑤研修に参加した支援者の感想

家族支援について困っていること（参加前）

- 保護者の困り感は聞いてあげられるが、保護者が子育てでうまくと楽しめるような手立てには達していない。子どもの行動の裏側にある部分の捉え方を学んだうえで、力を抜いた子育ての提唱ができると良いと思うが、難しい。（保育士・40代）
- 家庭における子どもの状態にあった支援、発達を促す具体的な方法を継続して伝えることができず、児童発達支援事業中の個別療育につなぐことで、終了している現状がある。親の会や子育ての仲間を作るような支援に結びついていない。（保健師・50代）
- 具体的な子どものほめ方、ほめるコツ、ほめるタイミングのみつけ方、困ったときの対処の仕方。（家庭児童相談員・40代）
- 日々お子さんに関わっているが家族支援の大切さを痛感します。保護者に少しでも見通しをもってお子さんと関わってもらえるためには、どのような話をすればいいのかわからないことがあります。（臨床心理士・20代）

プログラム参加後の感想

- 保護者が自分やわが子を肯定的に捉えられるようになり、小さな変化に気づけるようになったりしたことは、大きな収穫であったと感じた。（保育士・40代）
- 毎回保護者の楽しそうな顔を見て、本当にいいプログラムだと感じた。障害の有無に関係なく、子育てされている方皆さんに通じる内容だと思います。（支援者・40代）
- 日々の忙しさの中で、見落とされている部分や当たり前と想っている部分を整理することで、新しい発見や発想の転換につながり、より広い視野で子どもと関わっていけるのではないかと感じました。（ヘルパー・50代）
- “できないことをしるのではなく、できることをほめる”こんな簡単なことが日々の保育でできていなかったことに反省しました。子どもにできないことがあっても、怒ることも少なくなりました。自分自身の意識改革ができたと思います。（保育士・40代）
- 子供をほめるときに具体的に〇〇がよかったねと言うように変化した。子どものいいところを見るよう変化した（保育士・40代）

●ペアレント・プログラムへの参加をご検討ください●

ペアレントプログラム(ペアプロ)

対象者

父母・祖父母・親戚等の 保護者・養育者

発達障害の傾向の有無に関わらず参加でき、子育て支援として活用できます

ペアプロを実施する人

ペアプロができる人であれば基本的には誰でもOK！
「行動」で考えることまでをゴールとしているので、比較的实施しやすい

地域の保育士さん、保健師さん等にも実施してほしい！

全6回で実施



プログラム

宿題あります！

- #1 自分(保護者や養育者)について考える
- #2 「行動」でとらえる
- #3 「行動」をカテゴリーに分ける
- #4 ギリギリセーフ行動の考え方を知る
- #5 ギリギリセーフ行動の見つけ方を知る
- #6 まとめと確認

ペアプロも
ペアトレも
キーワードは「行動」！

- ・仲間と一緒に前向きに取り組める
- ・子どもの今できていることを見つけられる
- ・「ほめる」ことを考える良いきっかけとなる
- ・環境調整のコツがわかる等、メリット多数！

ペアレントトレーニング(ペアトレ)

対象者

父母・祖父母・親戚等の 保護者・養育者

発達障害の特性を踏まえた対応を学べます

ペアトレを実施する人

コアエレメントの内容を理解し、親御さんに寄り添った子どもの関わりを提案できる人が望ましい。

大学、発達障害者支援センター、療育機関、医療機関、障害児支援事業所等

5～10回くらいで実施

プログラム(コアエレメント)

宿題あります！

- ・子どもの良いところ探し&ほめる
 - ・子どもの行動の3つのタイプわけ
 - ・行動理解(ABC分析)
 - ・環境調整(行動が起きる前の工夫)
 - ・子どもが達成しやすい指示
 - ・子どもの不適切な行動への対応
- +α(オプションもOK)

構成: 講義 + 演習やロールプレイ + 家庭での取り組み(宿題)

医療体制

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

【事業概要】

発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市 【補助率】 1 / 2

国

国立精神・神経医療研究センター

【指導者養成研修】（国の研修）・・・令和2年度より改変
・発達障害者支援研修 指導者養成研修パートⅠ～Ⅲ



指導者養成研修

都道府県・政令市

【本事業の補助対象】

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修

地方

- ・専門的な診療
- ・症状が落ち着いた場合のかかりつけ医の紹介

専門医等がいる病院

専門医等の医療従事者



連携

発達障害児者と家族



- ・初診の対応
- ・重篤な症状の場合専門機関の紹介

地域の医療機関、診療所

かかりつけ医等の医療従事者



発達障害診断待機解消事業

【事業概要】

地域における発達障害の診断待機を解消するため、「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」及び「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」を実施し、発達障害を早期に診断する体制を確保する。

【実施主体】 都道府県、指定都市（事業の一部について委託可）

【令和3年度予算】 92,909千円（82,187千円）

発達障害専門医療機関初診待機解消事業

発達障害の診断をする医療機関の行うアセスメント等に関して、次の内容に取り組む。

○アセスメント強化（以下の全部又は一部を実施）

- ・発達障害にかかるアセスメント対応職員の医療機関への配置
- ・地域の児童発達支援センターや発達障害者支援センター等でのアセスメントの実施
（実施内容は診断する医療機関に引き継ぐ）
- ・医療機関にケースワーカー等を配置し、子どもが通う施設（例：市町村の保健センターや保育所等）に出向いて情報提供や行動観察を依頼

○効果測定

アセスメント強化の方法や実施した上での診断待機の改善状況、発見された課題等について有識者を加えて検討し、報告書を作成

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

発達障害に関して高度な専門性を有する地域の拠点医療機関を選定し、次の内容に取り組む。

○人材育成・実地研修

地域の医療従事者への専門技術に関する研修や診療等への陪席の実施 など

○情報収集・提供

受診希望の当事者や家族に対する診療可能な医療機関の情報提供 など

○ネットワーク構築・運営

地域の医療機関同士の会議体を構成し、意見交換等を実施

○発達障害医療コーディネーターの配置

医療機関やその他関係機関、当事者及びその家族との連絡・調整



両事業を併せて実施することで効率的な事業実施を図る

発達障害専門医療機関初診待機解消事業

【事業概要】

発達障害の診断にかかる初診待機の解消を目的として、発達障害の診断を行う医療機関が行っている発達障害のアセスメント等について、当該医療機関へのアセスメント対応職員の配置又はアセスメントの外部委託するなどにより、アセスメントの強化を行う。



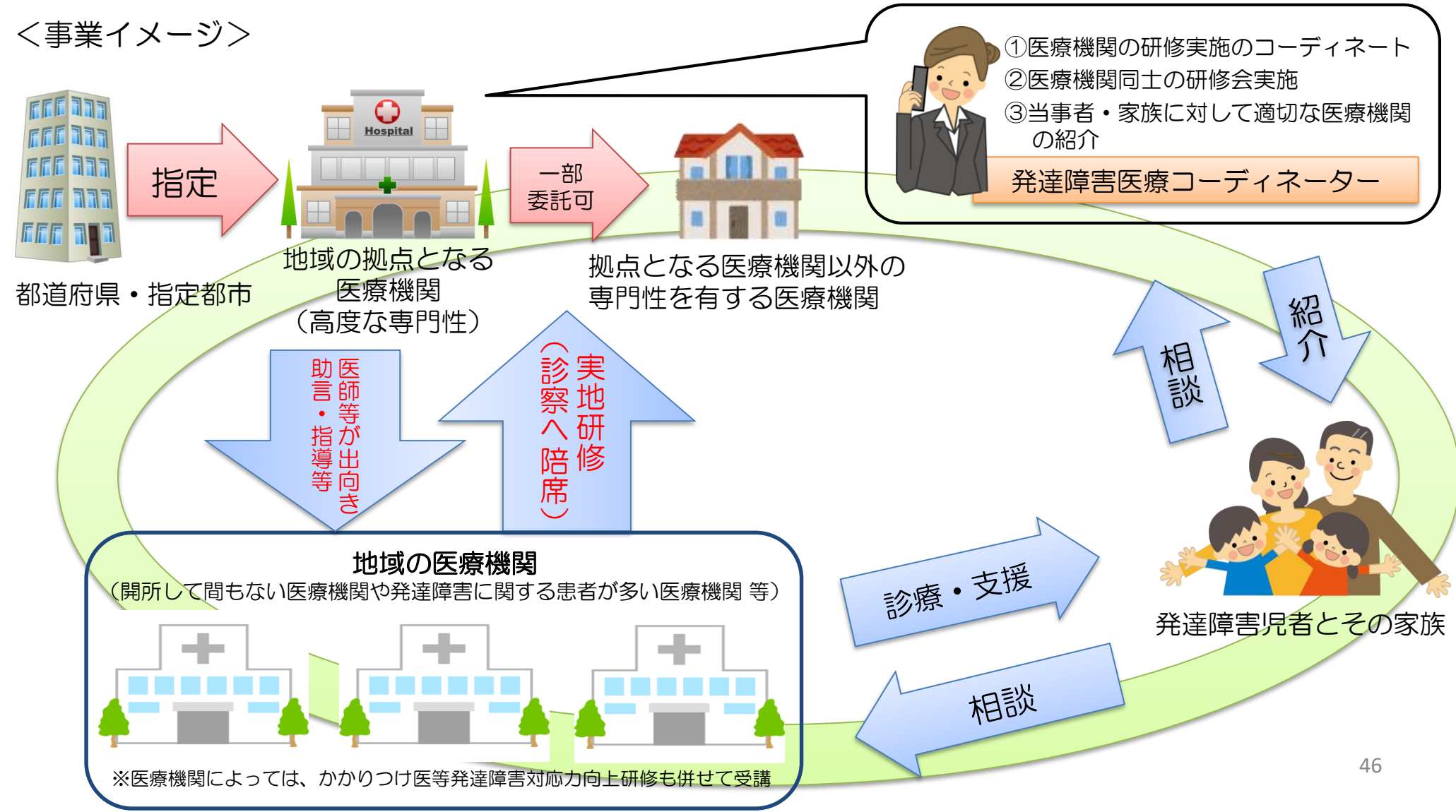
※ アセスメントやカウンセリングの実施にあたっては、当事者や保護者に対して個別に実施することに加え、親子が参加する集団場面等を設定し、子どもの行動観察等による情報収集を行い、それを事前情報として診断に活用することも可能。

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

【事業概要】

発達障害の専門的医療機関の確保を目的として、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等の実施や医療機関の研修実施のコーディネートを行う発達障害医療コーディネーターの配置を行う。

＜事業イメージ＞



成人期の就労支援

発達障害者に対する雇用支援策

◎ 発達障害者を対象とした支援施策

(1) 発達障害者雇用トータルサポーターの配置

ハローワークに「発達障害者雇用トータルサポーター」を配置し、発達障害者の求職者に対してはカウンセリング等、事業主に対しては課題解決のための相談援助等の専門的な知見に基づく支援を実施。（令和3年度より47労働局に配置）

(2) 発達障害等のある学生等に対する専門的な就職支援の実施

ハローワークに「雇用トータルサポーター（大学等支援分）」を配置し、大学等と連携して発達障害等障害のある学生の早期把握を図り、障害特性に応じた就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を実施する。

(3) 精神・発達障害者しごとサポーターの養成

広く一般労働者を対象とし、職場において精神・発達障害者を支援する応援者を養成し、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくりを推進する。

(4) 精神障害者等の就労パスポートの普及

精神障害者等本人の障害理解や支援機関同士での情報連携等を進めるとともに、事業主による採用選考時の本人理解や就職後の職場環境整備を促すため、就労に向けた情報共有フォーマット（就労パスポート）を普及し、雇い入れ時等における利活用を促進する。

(5) 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

発達障害者等をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行う。

※ 平成21年度に発達障害者雇用開発助成金と難治性疾患患者雇用開発助成金を創設。
平成25年度に両助成金を統合。平成29年度に特定求職者雇用開発助成金のコース化。

(6) 発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及び地域障害者職業センターにおける「発達障害者に対する体系的支援プログラム」の実施

発達障害者の雇用促進に資するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センターにおいて発達障害者の職業リハビリテーションに関する研究・支援技法の開発及び普及を図る。

また、これら技法開発の成果を活用し、地域障害者職業センターにおいて「発達障害者に対する体系的支援プログラム」を実施し、発達障害者に対する支援の充実を図る。

※（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構交付金事業

◎ 発達障害者が利用できる支援施策

(1) ハローワークにおける職業相談・職業紹介

個々の障害者に応じた、きめ細かな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施する。併せて、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施する。

(2) 障害者トライアル雇用事業

ハローワーク等の職業紹介により、障害者を事業主が試用雇用（トライアル雇用＝原則3か月）の形で受け入れることにより、障害者雇用についての理解を促し、試用雇用終了後の常用雇用への移行を進める。

(3) 障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）

障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる事業主に対して助成を行う。

(4) 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

障害者が職場に適応できるよう、地域障害者職業センター等に配置されているジョブコーチが職場において直接的・専門的支援を行うとともに、事業主や職場の従業員に対しても助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案する。

(5) 障害者職場適応援助者助成金

企業に雇用される障害者に対してジョブコーチによる援助を提供する社会福祉法人等の事業主（訪問型）や自社で雇用する障害者にジョブコーチを配置して援助を行う事業主（企業在籍型）に対して助成を行う。

※（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構交付金事業
※ 令和2年度まで障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）として実施。

(6) 障害者就業・生活支援センター事業

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の連携の拠点となり、障害者の身近な地域において、就業面及び生活面にわたる一体的な支援を実施する。（令和3年4月現在：336か所）

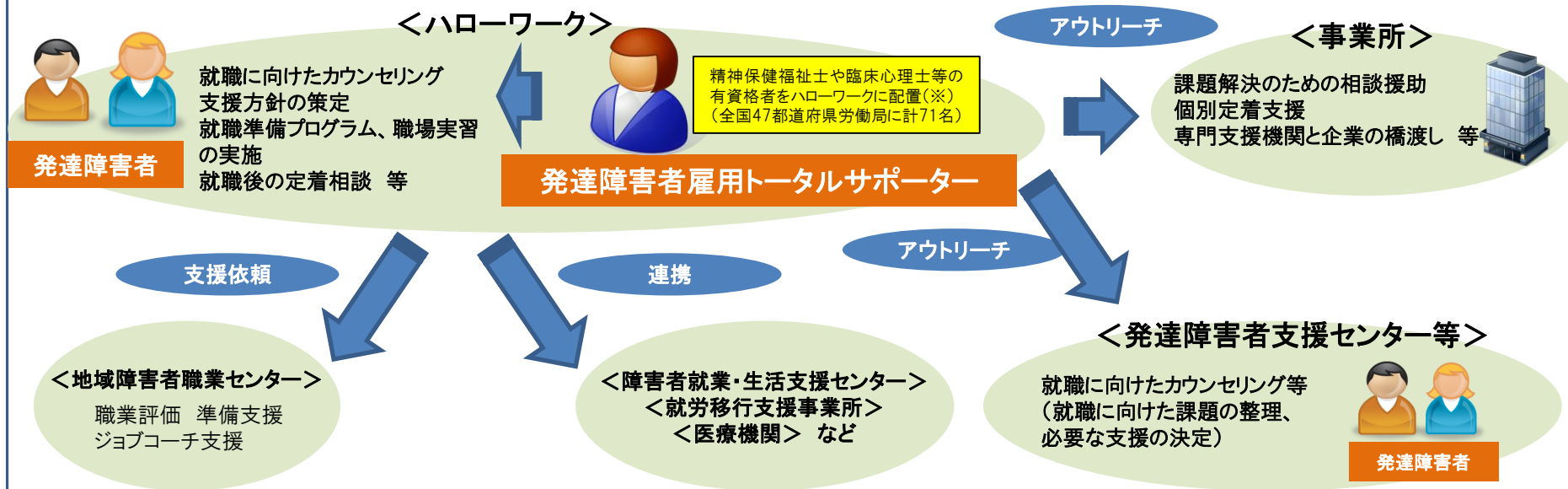
発達障害者雇用トータルサポーターによる一貫した専門的支援の実施

背景・課題

- 発達障害者については、ハローワークの新規求職者数や発達障害者支援センターの相談人数が大幅に増加しており、就労支援のニーズが大幅に増大している。
- 発達障害者は、対人関係の構築等に困難を抱えていることから、障害特性や作業能力等を把握してマッチングを行うとともに、継続した支援により定着を図ることが重要。

事業内容

ハローワークに発達障害者雇用トータルサポーターを配置し、発達障害者に対する就職準備段階から職場定着までの一貫した専門的支援を実施する。



(参考) 働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)

8. (2)障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進

発達障害やその可能性のある方も含め、障害の特性に応じて一貫した修学・就労支援を行えるよう、教育委員会・大学、福祉・保健・医療・労働等関係行政機関と企業が連携する体制を構築する。

※令和3年度より、全国47都道府県労働局に計71名配置

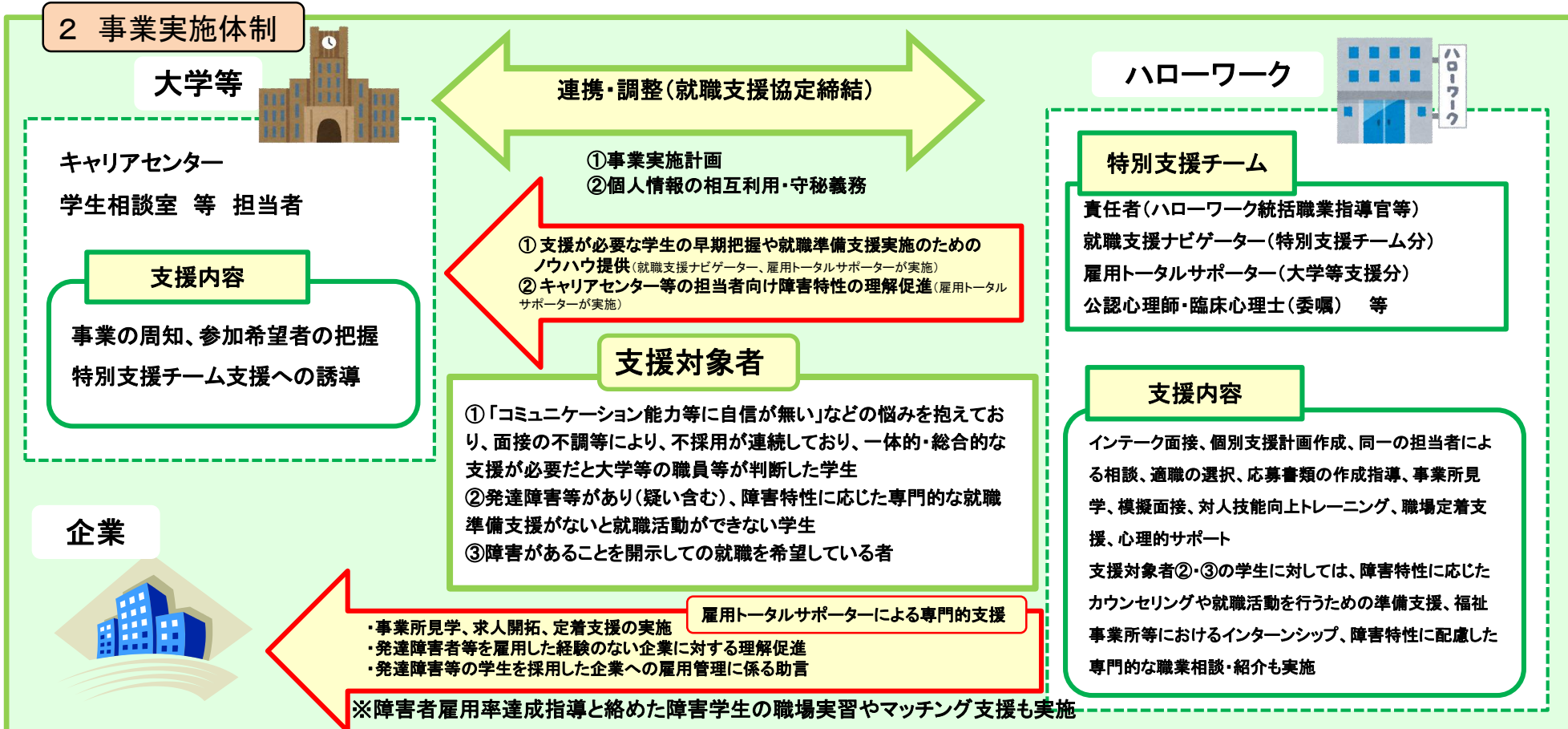
特別支援チームによる就職活動に困難な課題を抱える学生等への就職支援

令和3年度予算額 356,058千円

1 目的

コミュニケーション能力の不足や対人関係の構築等に課題があり、面接不調により不採用が続いており卒業までに内定を得ることが困難な学生や、発達障害等のために専門的な支援がないと就職活動自体が困難な学生等に対して、特別支援チームを設置し、大学等と連携して支援対象者の早期把握を図るとともに、就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を行う。

2 事業実施体制



3 事業の特徴等

- 「特別支援チーム」を設置し、支援対象者一人ひとりに対して「個別支援計画」を作成し、就職支援ナビゲーターが中心となって関係者がチームで支援を実施。
なお、障害があり、障害特性に応じた専門的支援が必要な学生には雇用トータルサポーターによる個別支援を実施
- 就職準備から就職支援、職場定着支援等のフォローアップまでのトータル支援を実施

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

趣 旨

精神障害、発達障害のある方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「**職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること**」だが、企業で働く一般の従業員が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限定的。ハローワークでは、一般の従業員を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しい理解を促し、職場での応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となる講座を、平成29年秋より開始。

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- 内 容 ◆ 「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- メリット ◆ 精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを、短時間で学ぶことができます。
- 講座時間 ◆ 90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- 受講対象 ◆ 企業に雇用されている者を中心に、どなたでも受講可能
- ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問わない。
- ※ 受講者には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈（数に限りあり）。
- 実 績 ◆ 令和元年度 実施回数：1,376回、養成者数：35,614人



ハローワークから講師が事業所に出向く、出前講座も実施。また、精神障害者・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、相談対応することも可能。

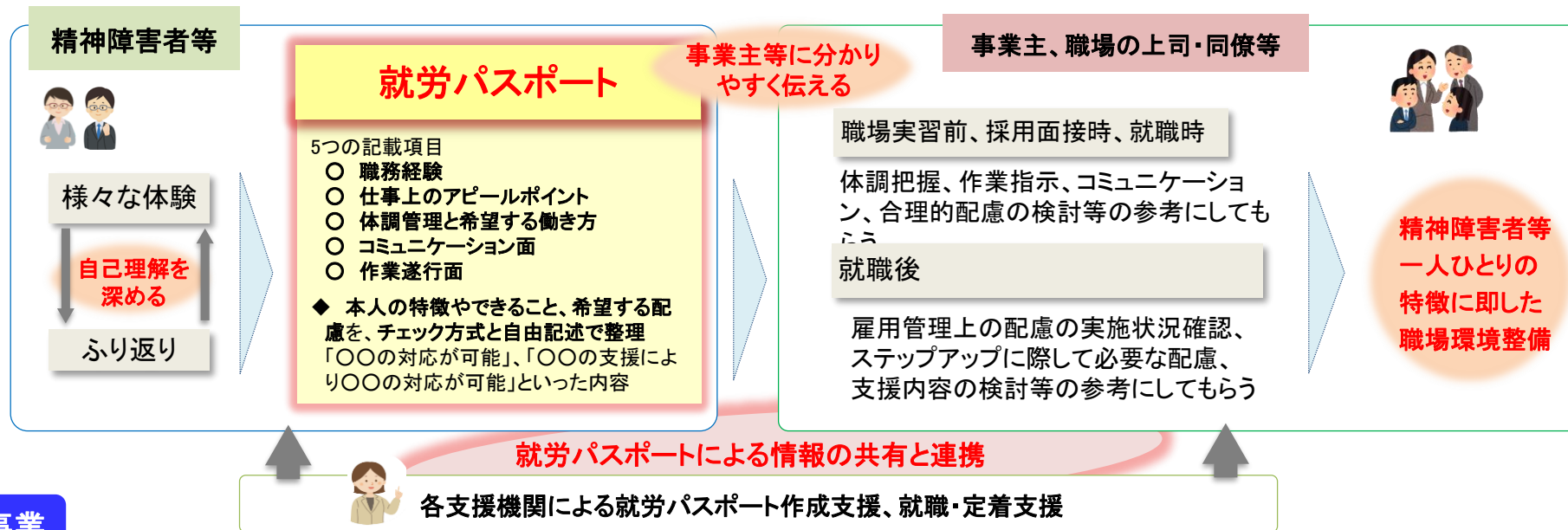
精神障害者等の就労パスポート

概要

- 精神障害者等が、働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮等を支援機関と一緒に整理し、就職や職場定着に向け、職場や支援機関と必要な支援について話し合う際に活用できる情報共有ツール。
- 精神障害者等の障害理解や支援機関同士での情報連携等を進めるとともに、事業主による採用選考時の本人理解や就職後の職場環境整備を促進。

活用スキーム

※ 就労パスポートの作成・活用・管理、共有の範囲等は、精神障害者等本人の意向による。



普及事業

- 令和元年度及び2年度に、精神障害者等の就労パスポートの普及について、①～③の事業を実施。
 - ①支援機関向けワークショップ: 支援機関の担当者を対象に、就労パスポートを記載する演習や活用方法等に関する意見交換を実施
 - ②事業主向け活用セミナー: 事業主を対象に、就労パスポートの趣旨や活用のメリットのほか、精神障害の特性や雇用管理上の配慮について説明
 - ③就労支援推進フォーラム: 支援機関の担当者及び事業主を対象に、就労パスポートを活用した就労支援や情報連携の事例等の発表
- ◆ 実績
 - ①ワークショップ 開催回数: 197回 受講者: 3,183人
 - (令和元年度) ②セミナー 開催回数: 104回 受講者: 3,713人
 - ※③フォーラムは令和2年度下半期から開始
- ◆ 令和3年度以降の普及
 - ・ 就労パスポートの活用好事例の収集
 - ・ 単独でのワークショップやセミナー等は実施せず、他のセミナー等の中で就労パスポートについて紹介・活用促進を図ることで、引き続き周知・普及に努める

特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

1 趣旨

発達障害者は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴っている。

また、いわゆる難病のある人は、慢性疾患化して十分に働くことができる場合もあるが、実際の就労に当たっては様々な制限・困難に直面している。

このため、発達障害者及び難病のある人の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用し、雇用管理等について配慮を行う事業主に対する助成を行う。



2 内容

(1) 対象事業主

発達障害者又は難病※¹のある人を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 助成対象期間

1年(中小企業2年)

(3) 支給金額

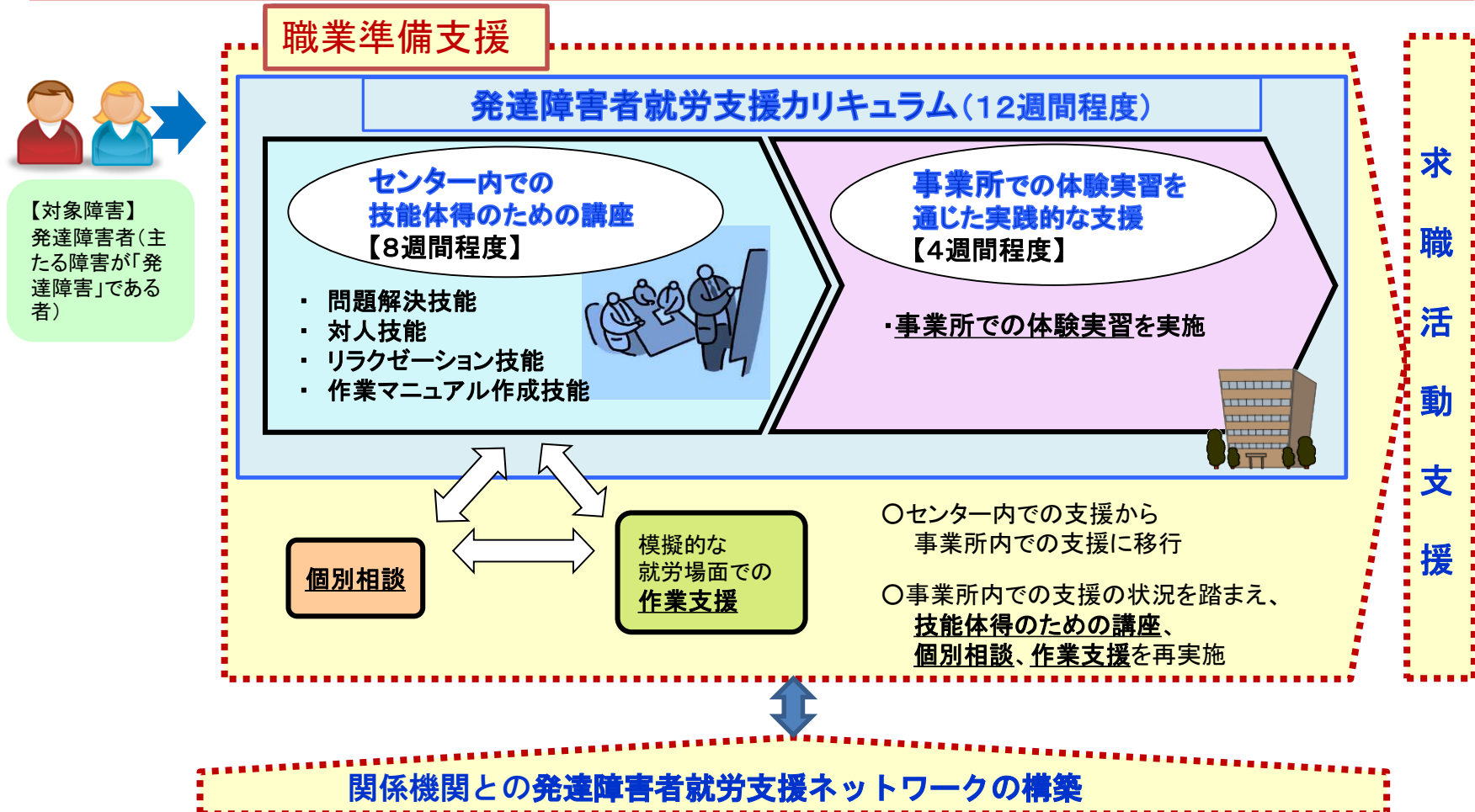
50万円(中小企業の場合 120万円)※²

※¹ 治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とし、診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている疾患のある者(障害者総合支援法の対象疾病を基に設定(平成27年7月～))

※² 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は4回)に分けて支給する。

発達障害者に対する体系的支援プログラム

地域障害者職業センターでは、発達障害者の社会生活技能、作業遂行能力等の向上を目的とした「**発達障害者就労支援カリキュラム**」を含む職業準備支援（就職又は職場適応に必要な就業上の課題の把握とその改善を図るための支援）と「**求職活動支援**」、そして「**関係機関との就労支援ネットワークの構築に向けた取り組み**」を体系的に実施しています。（47センター及び多摩支所）



教育と福祉の連携

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の
対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

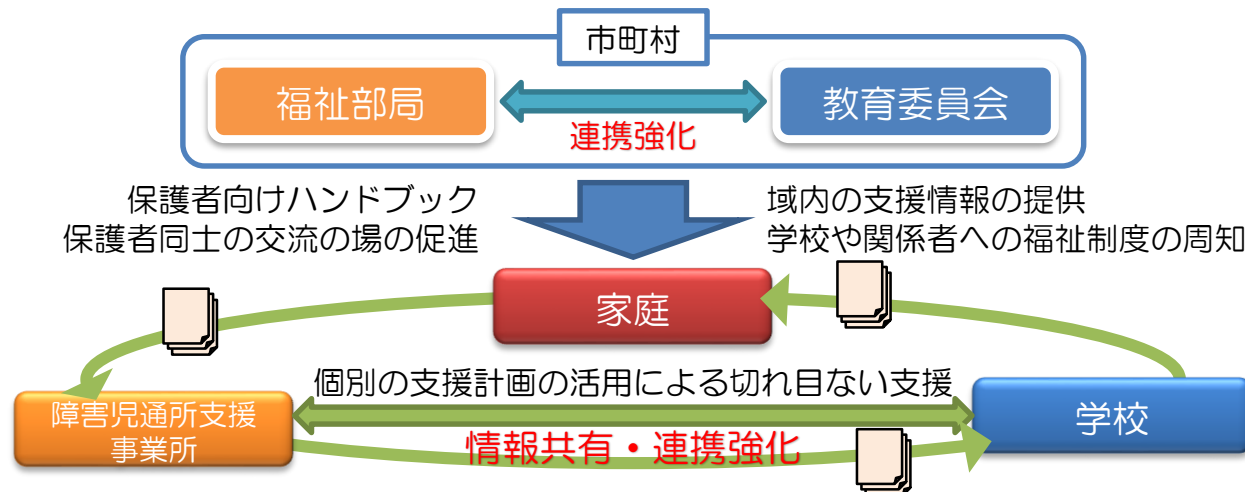
- ・教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- ・学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- ・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- ・個別の支援計画の活用促進

2. 保護者支援を推進するための方策

- ・保護者支援のための相談窓口の整理
- ・保護者支援のための情報提供の推進
- ・保護者同士の交流の場等の促進
- ・専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

- (厚生労働省)
- ・放課後等デイサービスガイドラインの改定
 - ・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



- (文部科学省)
- ・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援
 - ・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

家庭・教育・福祉連携推進事業

教育と福祉の連携については、地域での切れ目ない支援が求められており、厚生労働省・文部科学省において「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」を立ち上げ、報告をとりまとめた。各市町村がこの報告書における教育と福祉の連携を推進し、保護者支援を推進するための方策を実施し、その検証結果について報告を行う事業を実施する。

教育・福祉の連携を強化し、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置し、

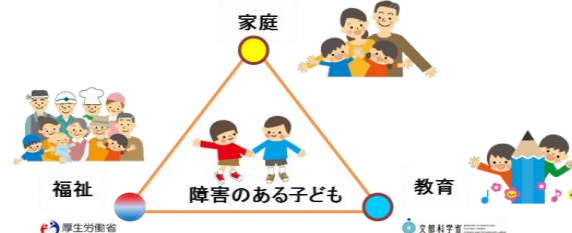
①教育と福祉の連携を推進するための方策

- 教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所の関係構築の場の設置
- 障害福祉制度の周知を図るための福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施



②保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のために相談窓口を整理し、ハンドブックの作成等の連携方策を実施する。



**市町村単位で
家庭・教育・福祉の連携を実現！！**

※スタートアップの費用として活用することを想定しているため、補助対象は事業開始から3年以内に限る。

地域連携推進マネジャーの役割 イメージ

①教育と福祉等の関係構築の場の設置及び会議の開催



- 関係構築の場を設置するための関係者の選定
- 関係者の予定を調整し、会議の開催
- 会議のファシリテート

地域連携推進マネジャー



多領域の関係者の関係構築

②合同研修の実施



- 研修の企画
- 研修講師の選定
- 研修受講の案内作成

地域連携推進マネジャー



研修の開催



教育・福祉の支援者の
相互理解及びスキル向上

③保護者等に対する相談窓口



地域連携推進マネジャー

- 保護者等に対する相談支援の実施
- 保護者等に地域の資源を紹介
- 保護者のニーズを教育関係者、福祉関係者に伝える。



保護者等が適切な支援に
たどり着くことができる

※地域連携推進マネジャーは、公認心理師や社会福祉士等を想定

発達障害児者地域生活支援モデル事業

発達障害児者やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備するためにモデル事業を実施し、これにより地域生活支援の向上を図る。

発達障害の地域生活支援モデル検討委員会（国）

審査・指導・助言・総括

（都道府県・市町村）

企画・推進委員会
（モデル事業の企画・推進等）

発達障害者支援マネージャー
（モデル事業の進行管理、情報収集等）

中長期的な課題設定

発達障害児者が、地域住民等との間で課題や困り事が生じた際に当該課題の深刻化の予防、再発防止等の支援手法の開発及び社会生活等の安定を目的として当事者同士が行う活動等の支援手法の開発並びに発達障害者支援を効果的に行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野間での連携による切れ目のない支援手法の開発

<テーマ>

- ① 地域で暮らす発達障害者に困り事が生じた時に発達障害者の特性を理解した上で地域や関係機関において適切な対応を行うための効果的な支援手法の開発
（例 トラブルが起きにくい地域作りや深刻なトラブルへの支援の方法など）
- ② 発達障害者の社会生活等の安定を目的として、当事者同士の活動や当事者、その家族、地域住民等が共同で行う活動に対する効果的な支援手法の開発
（例 コーディネーター等を配置しての当事者同士の活動等への支援の方法など）
- ③ ライフステージを通じて、切れ目なく発達障害者の支援を効果的に行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の分野間で連携した支援手法の開発
（例 情報共有ツール等を活用した支援の方法など）

普及・啓発・研修 等

発達障害支援について国が行う研修

発達障害者支援センター職員や医師等の発達障害施策に携わる職員を対象に、国立機関等において研修を実施し、各支援現場等における対応の充実を図る。

＜国立障害者リハビリテーションセンター＞

1 発達障害者支援センター職員研修

期間 3日間1回
対象 発達障害者支援センター職員
内容 ・全国均てん化を目指すテーマ
・専門性と役割（相談支援、機関連携）

2 巡回支援専門員研修

期間 3日間1回
対象 巡回支援専門員
内容 ・現場職員に伝えるべき新しい技術（例 アセスメント）
・当事者自身、家族自身の活動に関すること（例 メンター）

3 発達障害者地域支援マネジャー研修

●基礎研修

期間 3日間1回
対象 発達障害者地域支援マネジャー
内容 ・現場職員を支える専門的知識・技術（例 事例検討）

●応用研修

期間 3日間1回、2コース（市町村体制整備、困難事例対応）
対象 発達障害者地域支援マネジャー
内容 ・地域作りに関する具体的な行動計画の作成

4 発達障害地域生活・就労支援者研修

期間 3日間1回
対象 発達障害の就労支援や生活支援に従事する者
内容 ・就労の定着や自立生活などに関するテーマ

＜国立精神・神経医療研究センター＞

5 発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅠ

期間 2日間1回
対象 病院、保健所、発達障害支援センター等に勤務し、発達障害に関心を有する医師、特に指導について責任的立場にある者
内容 発達障害の診断・治療と支援の実際 等

6 発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅡ

期間 2日間1回
対象 病院、保健所、発達障害支援センター等に勤務し、発達障害に関心を有する医師、特に指導について責任的立場にある者
内容 かかりつけ医における発達障害者に対する包括的支援 等

7 発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅢ

期間 2日間1回
対象 病院、保健所、発達障害支援センター等に勤務し、発達障害に関心を有する医師、特に指導について責任的立場にある者
内容 発達障害児に対する医学的介入と心理社会的支援の実際 等

都道府県、指定都市が行う
「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の講師を養成

都道府県、指定都市、市区町村、事業所等の職員
に向けた専門的知識、支援技術の情報を提供

発達障害者支援法第23条における専門的知識を有する人材の確保

発達障害者支援法第23条

第二十三条 国及び地方公共団体は、個々の発達障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう発達障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等並びに捜査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるため研修を実施することその他の必要な措置を講じるものとする。

警察の取組

警察庁より、各都道府県警察宛て、警察官を含む警察職員に対して発達障害者への理解を促進する研修を実施する旨の通達を发出。

裁判所の取組

最高裁判所より、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所に対して発達障害者への理解を促進する研修を実施する旨の事務連絡を发出。

地域生活定着支援センター

厚生労働省より、各都道府県地域生活定着促進事業担当課に対して発達障害者への理解を促進する研修を実施する旨の事務連絡を发出。

厚生労働省から、障害保健福祉主管部局に対して、各都道府県、指定都市において、関係機関で実施する研修の講師について、発達障害支援センターの職員の派遣等について協力依頼の事務連絡を发出。

マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について

発達障害のある方については、触覚・嗅覚等の感覚過敏（*1）といった障害特性により、マスク等の着用が困難な状態にある場合があります。

WHOの「COVID-19に関連した地域社会の子どものためのマスク使用に関するアドバイス」（*2）においては、「発達上の障害や他の障害、またはマスク着用に支障をきたす可能性のある特定の健康状態をもつ子どもに対しては、マスクの使用を強制するべきではない」「フェイスシールドなどのマスク着用に代わる選択肢を与えるべき」としています。

また、WHO「Q&A：COVID-19に関連する子どもとマスク」（*3）の中の「発達上の障害のある子どもはマスクを着用すべきか？」という項目では、「発達上の障害、その他の障害、またはその他の特定の健康状態のあるあらゆる年齢の子どもにマスクを使用することは必須ではなく、子どもの親、保護者、教育者、医療提供者、またはそのいずれかによってケースバイケースで評価されるべきである。いずれの場合でも、マスクを容認することが困難な重度の認知障害または呼吸障害のある子どもは、マスクを着用する必要はない。」とされています。

発達上の障害に係るマスク着用の困難性には感覚過敏の特性によるものが含まれ、子どものみならず、成人に至っても継続する場合も想定されます。

また、フェイスシールドなどのマスク着用に代わる方法についても、重度の知的障害など障害特性によっては困難な場合があります。

こうした障害特性により、マスク等の着用が困難な方に対する国民の皆様のご理解をお願いいたします。

令和3年度 発達障害者支援関連の調査・研究

●厚生労働科学研究費補助金事業

- 「ペアレントトレーニングの効果測定のための日本語版児童愛着面接/親子社会サポート評価面接/MRI 信号評価の実用化と実施者養成研修カリキュラムの開発-オンライン提供を含めて」
(令和2年度～令和3年度)
- 「青年期・成人期の自閉スペクトラム症および注意欠如多動症の社会的課題に対応するプログラムの開発と展開」(令和2年度～令和3年度)
- 「障害者の地域生活におけるICT を活用した障害福祉サービス等の業務の効率化と効果の検証のための研究」(令和3年度～令和4年度)
- 「地域特性に応じた発達障害児の多領域連携における支援体制整備に向けた研究」
(令和3年度～令和4年度)

●障害者総合福祉推進事業

- 「発達障害者支援センターの地域支援機能、運営状況等に関する実態調査」
- 「高齢期発達障害者支援における関係機関の役割と地域連携の在り方に関する調査」
- 「強度行動障害者支援に関する中核的な人材の養成に関する研究」

世界自閉症啓発デー（４月２日）、発達障害啓発週間（４月２日～８日）

【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタル国が提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス（無投票）採択。

決議事項

- ・ 4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・ 全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・ それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・ 事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

○平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

＜啓発ポスター＞



<オフィシャルHP>



世界自閉症啓発デー

日本実行委員会<公式サイト>

毎年4月2日は、国連の定めた
世界自閉症啓発デー

毎年
4/2～4/8は、
発達障害啓発週間

 $x=1-$ [トップページ](#)

- ▶「世界自閉症啓発デー」とは
- ▶イベント2021
- ▶国連事務総長と大臣からのメッセージ
- ▶作品展2021
- ▶関連機関2021
- ▶日本実行委員会2021について
- ▶著名人応援メッセージ
- ▶印刷用データはこちら
- ▶「世界自閉症啓発デー」Q&A

ご協力をお願いいたします

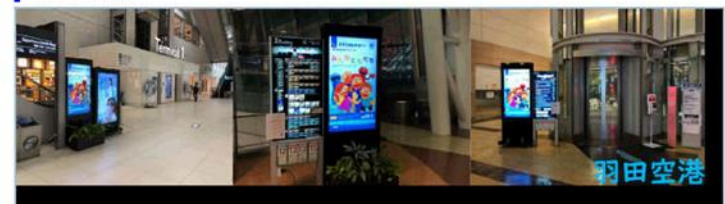
[2021動画はこちら](#)

応援メッセージの募集

団体・企業の方へ

サイトに関するアンケート

■ フォトアルバム



■新着情報／お知らせ

イベント2021「東京タワーライトアップイベント」の動画を公開
2021イベント 東京タワーブルーライトアップイベント

[2021 著名人応援メッセージ](#)

イベント2021「企業・団体の取り組み」
2021 企業・団体の取り組み

[イベント2021「日本各地の取組」](#)
[2021自治体等啓発イベント（ライトアップ）、2021自治体等啓発イベント、](#)
[2021ライトアップ施設一覧](#)

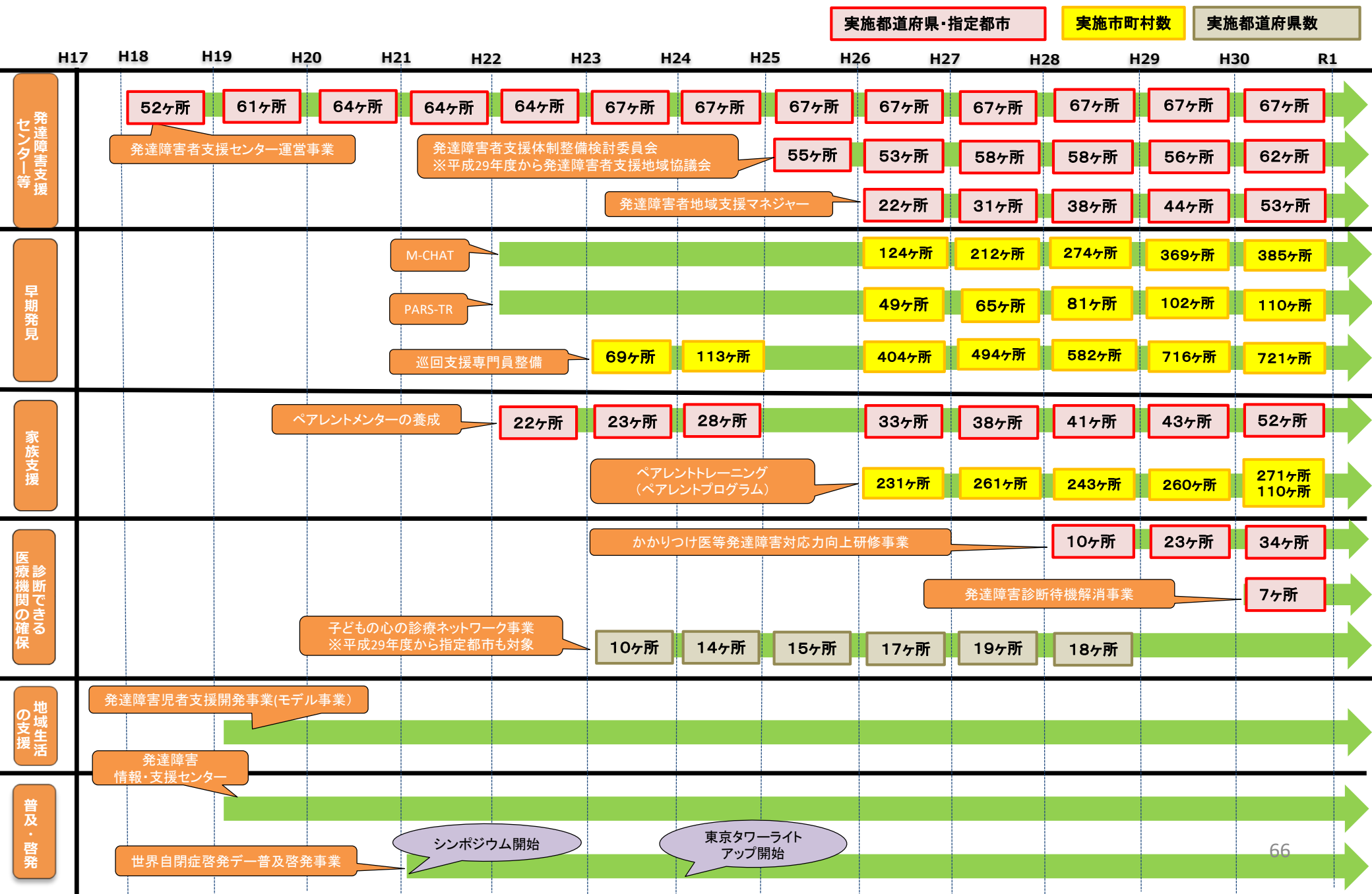
2021作品展
2021作品展

作品集 2019



「窓」
この絵は、水村一貴さんの作品です。

発達障害者支援施策の進捗状況



発達障害支援者向けセミナー

発達障害のある子とその家族を支援するプログラム ～ペアレント・トレーニングの地域普及をめざして～

発達障害支援者向けセミナー

発達障害のある子とその家族を支援するプログラム
～ペアレント・トレーニングの地域普及をめざして～

日時 2022年
2月11日(金/祝) 13:00～16:35

参加費 無料
定員 1,000名(先着順)
参加資格 福祉、医療、保健、教育等の現場で発達障害のある子どもの支援に従事する支援者で、WEB(Cisco webex)による受講が可能なる方

12:30～ WEB入室開始
[司会]河内 美恵(国立障害者リハビリテーションセンター)
13:00～ 開講式 [挨拶]西牧 謙吾(発達障害情報・支援センター)

13:10～14:10 講義1
令和元年度推進事業成果物「ペアレント・トレーニング
実践ガイドブック」内容報告
【講師】中田 洋二郎 氏(立正大学 名誉教授)

14:15～15:45 講義2
令和2年度推進事業成果物「ペアレント・トレーニング
支援者用マニュアル」内容報告
【講師】井上 雅彦 氏(鳥取大学 教授)

15:50～16:20 実践報告
基本プラットフォームの実践
【講師】式部 陽子 氏(帝塚山大学 講師)

16:20～16:30 おわりに
発達障害支援におけるペアレント・トレーニングの果たす役割
【講師】加藤 永歳 氏(厚生労働省 発達障害対策専門官)

16:30～16:35 閉講式[挨拶]長瀬 美香(心身障害児総合医療療育センター)

【申込方法】
○発達障害情報・支援センターホームページまたは下記QRコードより、申込フォームに
従って直接お申込ください。
○上記以外の申込方法を希望される方は、下記【お問合わせ】先にご連絡ください。

【応募締切】令和4年1月28日(金)
*ご参加いただける方へは、受講方法等
の連絡を別途メールします。



【お問合わせ】
国立障害者リハビリテーションセンター 企画・情報部
発達障害情報・支援センター 林・渡邊
TEL: 04-2995-3100(内線 2591, 2593)
Mail: hattatu-isc@rehab.go.jp

主催: 国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター、厚生労働省、心身障害児総合医療療育センター
後援: 文部科学省、発達障害者支援センター全国連絡協議会、日本発達障害ネットワーク、全国児童発達支援協議会

【日時】

令和4年2月11日(金/祝) 13:00～16:35

【場所】Cisco webexを利用したWEBセミナー

【定員】1000名(先着順)

【対象者】

福祉、医療、保健、教育等の現場で発達障害
のある子どもの支援に従事する支援者

【お問い合わせ】

国立リハビリテーションセンター 企画・情報部
発達障害情報・支援センター